

1 議 事 日 程 (4日目)

[平成26年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成26年6月16日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	福 廣 和 美 (17)	<p>1. 体育施設について</p> <p>(1) 総合体育館の管理・運営について</p> <p>① 管理体制における主体はどのようにするのか。</p> <p>② 営業方針はどのようにするのか。</p> <p>(2) 太宰府市体育センターについて</p> <p>本市の体育センターについて今後の方針を伺う。</p>
2	上 疆 (3)	<p>1. 太宰府市ハザードマップによる固定資産の課税評価等について</p> <p>(1) 平成23年3月作成の太宰府市ハザードマップは「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」などを一部変更されると説明されていた。</p> <p>今回繰越明許費として計上されているが、いつ頃までに改訂されるのか伺う。</p> <p>(2) 太宰府市ハザードマップでは、土砂災害防止法に基づき「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」などを特定され、関係地権者は受入れざるを得ないが、それに伴い固定資産の評価が下がることから、税額の減額措置を望んでおられるが、所見を伺う。</p> <p>2. 北谷運動公園多目的広場等について</p> <p>(1) 北谷運動公園多目的広場が設置され、健康増進のためにグラウンドゴルフ等に使用されているが、この広場の西側下の事業所等から粉塵が吹き上げてくるし、タイヤ焼却の臭いがあるしで、利用者は大変困っておられるので、自然環境の中で使用できるよう原因調査をしていただきたいが、所見を伺う。</p> <p>(2) グラウンドゴルフ利用の際、グラウンド内の外周フェンス下に7~10cm位の隙間がかなりあり、ボール止めを設置する必要があると考えるが、所見を伺う。</p> <p>3. 太宰府東中正門前の西側道路に防犯カメラの設置について</p> <p>太宰府東中正門前の西側道路では下校時は人数が少なく、途中道</p>

		<p>路に車が再々停まっており、生徒や迎えの保護者も怖いと思っており、事件が起こる前に是非「防犯カメラの設置」を要望されているが、所見を伺う。</p> <p>4. 青山四丁目調整池の入口道路について</p> <p>星ヶ丘第2公園から調整池まで道路があり、子どもや高齢者も簡単に入れることから、先月の上旬、夜9時頃に徘徊高齢者がこの道路から調整池に入り、反対側の緑台公民館の方へ法面を上がり、方向不明となり立ち往生されているところを通りがかりの人に発見され、星ヶ丘区の民生委員に連絡があり、事なきを得たが、今後このようなことが起きないためにも、調整池入口前にフェンス等を設置する必要があると考えるが、所見を伺う。</p>
3	陶山良尚 (1)	<p>1. 太宰府館の運営について</p> <p>(1) これからの観光行政の活性化を図っていくうえでは、太宰府館を観光交流の拠点と明確に位置付け、工夫を凝らした運営が望まれる。太宰府館の今後の在り方、運営方法について市の見解を伺う。</p> <p>(2) 館長には観光行政に精通した方など、民間から採用すべきであると考えているが、市の見解を伺う。</p> <p>2. 売店の設置について</p> <p>今年2月で庁舎内にあった売店が閉鎖されたが、不便さを感じる職員や市民の方も多いと思う。通常の商品だけではなく、地元の野菜や特産品等を併せて販売でき、市民の方々も気軽に利用できる売店を、新たに設置できないか、市の見解を伺う。</p>
4	小嶋真由美 (5)	<p>1. 手話が言語として活用されるための施策について</p> <p>手話奉仕員養成講座テキスト代3,000円は市が負担してはどうか。</p> <p>2. 防災対策について</p> <p>(1) コミュニティ無線の聞こえづらさへの対応として、問い合わせ用自動音声フリーダイヤルの設置は検討できないか。</p> <p>(2) 情報発信のあり方について</p> <p>3. マイナンバー制について</p> <p>(1) 制度開始に向けてのタイムスケジュール、本市の対応は。</p> <p>(2) 市民の利便性向上について</p>
5	藤井雅之 (7)	<p>1. 「生活困窮者自立支援法」への対応について</p> <p>来年4月に施行される同法について、市役所内の対応、地域との対応について伺う。</p>

6	神 武 綾 (2)	<p>1. 太宰府市高齢者支援計画について</p> <p>(1) 要支援の方が利用される「訪問介護」、「通所介護」の今後のあり方について</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの現状と必要性について</p> <p>2. 通級指導学級について</p> <p>(1) 教員、専門員の配置状況について</p> <p>(2) 通学が困難な児童への対策について</p> <p>(3) 通級指導学級の整備計画はあるのか。</p> <p>3. 学童保育について</p> <p>指定管理制度に移行して7月で1年が経過する。</p> <p>(1) 保護者、管理業者からの改善、要望等は受けているのか。</p> <p>(2) 子ども子育て支援新制度における市としての学童保育の拡充について</p> <p>① 指導員の労働環境</p> <p>② 児童の入所の条件整備</p> <p>4. 家庭保育の支援について</p> <p>市内で活動中の子育てサークルの支援の状況と行政のこれからの関わりについて</p>
7	芦 刈 茂 (4)	<p>1. 給与削減と補助金等の関係について</p> <p>(1) 直近のラスパイレス指数108は福岡県内行橋市110に次いで第2位である。</p> <p>ラスパイレス指数についての認識と今後の取組について伺う。</p> <p>(2) 去年の地方自治体の給与削減と交付税の関係について、市の考えを伺う。</p> <p>3. 水城1350年について</p> <p>当年、半年たったが、今後の取組の予定について伺う。</p> <p>3. 中学校の給食について</p> <p>(1) 現在のランチサービスになった経緯について伺う。</p> <p>(2) 保護者の希望はどこにあると考えるか、今後の取組について伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 陶 山 良 尚 議員 | 2番 神 武 綾 議員 |
| 3番 上 疆 議員 | 4番 芦 刈 茂 議員 |
| 5番 小 畠 真由美 議員 | 6番 長谷川 公 成 議員 |
| 7番 藤 井 雅 之 議員 | 8番 原 田 久美子 議員 |
| 9番 後 藤 邦 晴 議員 | 10番 不 老 光 幸 議員 |
| 11番 渡 邊 美 穂 議員 | 12番 門 田 直 樹 議員 |

13番 小柳道枝 議員

15番 佐伯 修 議員

17番 福廣和美 議員

14番 大田勝義 議員

16番 村山弘行 議員

18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長 井上保廣

教育長 木村甚治

地域健康部長 古川芳文

建設経済部長 辻友治

教育部長 堀田徹

総務課長 友田浩

公共施設整備課長 原口信行

管財課長 久保山元信

地域づくり課長 藤田彰

スポーツ課長 大塚源之進

市民課長 田村幸光

納税課長 伊藤剛

保育児童課長 小島俊治

都市計画課長 今村巧児

観光経済課長 大田清蔵

学校教育課長 森木清二

上下水道課長 石田宏二

副市長 平島鉄信

総務部長 濱本泰裕

市民福祉部長 中島俊二

上下水道部長 松本芳生

会計管理者 今泉憲治

経営企画課長 山浦剛志

文書情報課長 百田繁俊

防災安全課長 宮原広富美

元気づくり課長 井浦真須己

生活環境課長 田中縁

税務課長 吉開恭一

福祉課長 阿部宏亮

介護保険課長 平田良富

建設課長 眞子浩幸

社会教育課長 井上均

文化財課長 菊武良一

監査委員事務局長 渡辺美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 篠原司

書記 松尾克己

議事課長 櫻井三郎

書記 山浦百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、体育施設についてお伺いをします。

広報「だざいふ」6月1日号に、スポーツ施設機能や防災・避難施設機能について、健康・保健などの活用についての紹介が載っておりました。平成28年2月完成予定で、多くの市民の賛成の中、進んでいると思いますが、初めに、完成後の管理体制をどのように考えておられるのか、市の直営でいくのか、外郭団体や、及び指定管理に委託をされるのか、民営化をするのかと、いろいろな方法があると思いますが、運営主体並びに営業方針とあわせて、お答えをいただきたいと思います。

そしてもう一点は、体育複合施設完成に伴い、今現在ある体育センターについて、私は、ランニングコストの面や総合福祉センターの充実を考えると、体育複合施設に統合すべきと思いますが、市の現在の考えを聞かせていただきたいと思います。

再質問につきましては、発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） おはようございます。

それでは、ただいまお尋ねの体育施設につきまして、私のほうからご回答を申し上げます。

まず、1項目めの体育複合施設の管理・運営についてでございますが、この体育複合施設につきましては、市民の長年の念願でありました総合体育館の機能に今日的課題であります防災・避難施設や生涯健康づくり、文化的な活動の場としての機能を合わせ持つ施設といたしまして、整備を進めているところでございます。特に、今年4月の機構改革における市の方針といたしまして、地域健康部を創設いたしました。その大きな目的であります市民の皆様の生きがいくくり、健康づくりに関する事業や日ごろの活動拠点としての役割にも大きな期待をい

たしておるところでございます。

お尋ねの完成後の管理体制につきましては、ただいま述べましたような施設の設置目的を十分達成できるよう、市が主体となった管理体制をとるべきと、このように考えております。具体的には、ただいまご意見をいただきましたように、市の直営を基本として、外郭団体及び外部委託等も一つの方法として、今後検討していきたいというふうに考えております。

次に、営業方針についてですが、するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツ、この3つを基本としながら、いろんな身近なスポーツ活動を初め、講演会や演奏会などの文化的な催し物、外部から招待してのスポーツや文化などのイベントの開催など、幅広い活用を考えております。また、使用料や設備などの利用環境につきましても、市民の皆様が利用しやすい条件整備を行い、フルに活用していただきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの太宰府市体育センターの今後の方針についてですが、現在、体育センターの管理につきましては、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団へ指定管理を行っております。

利用状況は、利用者が毎年5万人を超え、特に卓球の利用が多く、バドミントン、バウンドテニス、バレーボールなど、全体で15種目の競技が行われ、定期利用団体では30余りの団体が、日々の練習だけではなく、小中規模の大会を年間20回以上開催しておられます。また、本市の主催事業、またルミナスや保育所のイベント利用もありまして、市民の中では、気軽に利用でき、生きがいくくり、健康づくりにおいて、なくてはならない身近な施設となっております。

今後も、地域の身近な生涯スポーツ活動の拠点施設といたしまして位置づけ、市民の皆様に提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 別にひとり異を立てる気持ちはありませんが、今部長のほうから説明がございましたように、スポーツの面と、それから福祉の面と、いろんな面を統合しなければならないという意味からすると、今言われたような、主体となるのは市が直営とするという考え方で、私は別に問題はないと思うのですね。そこから後のやっぱり部門部門というのがあると思うのですね。そこをどうするか、ですから市が何もかも全一から十まで、やるというわけにはいかんと思うのですね。市の方針をはっきりと、しっかりと決めた上で、それを達成できるようなところに振り分けていくというか、それが1つになるのか2つになるのか3つになるのか、わかりませんが、全部を兼ね備えたというところはなかなか数多くはないと思いますし、難しい面があると思うのですが、一つ一つの面で、先ほどお答えになったように、外部委託をすることも考えの視野の中に入っているということでもございましたけれども、1つは、なぜこういうことを言うのかというと、やはり今まで多くの議員さんが言われていますように、ランニングコストというのが一番気になるということですね。ここをやはり

押さえるというか、妥当なものにしていく、やはりそこが重要なポイントだろうと思うのですね。しかし、そっちのほうに偏るばかりに、今度はいろんな文化的なもの、いろんなイベントとか、そういうことがおろそかになったり縮小されるようなことはやっぱりいかんと思うのですけれども、その面を広げるためにも、そういう専門的考えを持ったところに、私は、主体じゃないにしても任せる部分というのは当然あっていいと思うのですね。

幾つもの面を振り分けていくというのはなかなか難しいとは思いますが、そういう考えについて、現在どのようにお考えがあるか、もう一遍お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 先ほど申し上げましたように、市が主体となった管理体制ということで申し上げました。機構改革で地域健康部を創設をいたしましたけれども、市民の皆さんの生きがづくり、健康づくりを大きな目的といたしておるところでございます。そういういろんな文化的な面におきましても、スポーツの面におきましても、職員が直接ですね、いろんな場面で指導するというふうなことは、知識もありませんし、技量もありませんので、そういう部分は当然インストラクターであったり専門的な指導員を配置したりというふうなことになるだろうというふうに思います。ただ、その配置の関係が、市が直接配置するのか、それとも業務的にその部分を委託をするとか、そういうものを今後考えていく必要があるだろう。

ただ、申し上げたいのは、一から十まで運営自体を丸投げということではなくて、やっぱり市の保健の部分であったり子育ての部分であったり高齢者の部分であったり、そういうもろもろの主体的な内容がこの館をですね、主体的に運営できていくような、その中で事業展開ができるような内容に今後していくべきだろうというふうに思っておるところでございます。

ランニングコストの件もご指摘がありましたけれども、当然、館を運営するためには、これまでご説明をしてきましたが、類似施設の中では年間約8,600万円から4,600万円、これぐらいの費用はかかるだろうと。ただ、施設の中の整備をします内容ですね、それから管理・運営をしていく事業内容であったり、いろんなものでその金額の前後は確かに出てくると思います。その中に、利用者の使いやすい、負担を軽くするためには利用料金を安くするとか、そういう考え方も入れ込んでいくべきとは思いますが、あくまで受益者負担という考え方も中に入れながらですね、その辺はコストの面を考えていくべきだろう。実施設計が来月ぐらいには確定するというふうに思っておりますので、その時期からいろんな設備関係の管理・運営していくための費用の概算であるとか、そういうものは積算をしていくようになると思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 部長の言われることは大体理解はできるのですが、ただ全ての面をね、見ていくというのは非常に難しいと思うのですよ。やっぱりその中には、どこに重点を置くかというのは、ある程度、体育館の中の施設にもよると思いますけれども、決まってくる

と思うのですね。それをどう運用というか、使っていくかという、そこはやっぱり大事、やっぱり運用率というのが大事になってくると思うのですよ。最初の質問の中で私は営業という言葉を使いましたが、ある程度スポーツ、文化についてはですね。そういう力がないと、なかなか外からいろんなことを引っ張ってくるというのも、待つ姿勢じゃあいかなんと思うのですね。外に出向いていくという、そういう仕事はやっぱり必要だろうと思うのですよ。スポーツ的にも、文化的にもね。外にも出ていかなんし、市内の内のこともよく把握した上でいろんな面での運用というのをやっていかないと、それぐらいの今回複合施設をつくるわけで、つくった場合にはですね、そういうことがやっぱり求められるのではないかと。よそにないものをですね、ぜひつくっていただきたいという思いがあるものですから、このことを当初から言っておるわけですが、大体それがはっきり概括わかるのは、いつごろの時期になるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 時期的には、いつということはなかなか難しい部分もありますが、来月には実施設計ができてまいります。館の運用自体は具体的な検討の時期に入っていくだろうというふうに思いますが、できればコストあたりの面では秋以降ぐらいにはですね、これまでもご回答申し上げておる中にありましたように、秋口以降ぐらいには金額的なあらあらの概算的なものをですね、出せばなというふうに思います。

中の運用につきましては、これから検討に入っていきますので、時期的なことはあれですが、先ほど申し上げましたような趣旨が管理体制としてとれるような、そういうものを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 時期は、まだ今平成26年ですから、完成が平成28年2月なわけですが、今私が言いましたように、外に出ていく面、要するにオープンに合わせた形でいろんなイベントを組むのであれば、早くその体制を決めなければだめだと思うのですね。来年に入ったらすぐでもそういう体制をつくって動いていかないと、私は厳しいのではないかとこのように思っておりますし、やっぱり運用率を上げるにはいろんな教室をつくる、固定化したグループもですね、つくっていくというのは非常に大事なことになっていくと思いますので、ぜひその面を、実施設計ができた段階からですね、次の段階はそこに重点の力を入れていただいて、一日も早くそういう体制づくりというものを議会にも示してほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 今から検討に入っていきます。報告できる時期が来ましたら、議会のほうにも内容報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） よろしくお願ひします。

それと、もう一点お伺ひしました、これはもう余りいい返事はもらえないだろうと思ひながらも、何とか考えていただきたいという面で、総合福祉センターの横の体育センター、これは国士館との兼ね合いがいろいろあるのかもわかりませんが、今まで使用する団体が多かったし、いろんなイベントもやってきたというのは、それは当然それがなからないかんわけですよ。そういうのがあるから、やっぱり総合体育館が必要だということが出てきたのだろうと思うのですね。ここを余り使っていないなら、総合体育館をつくりましょうというのは、これはとんでもない話であって、だから私が言いたいのは、使用率が今あるからこれは必要なのですというなら、総合体育館との兼ね合いはどうなるのかなという思ひが最初からあるわけですが、それにも増して、最初に言いましたように、総合福祉センターとの、誰に聞いても、やっぱり駐車場が狭いと、いろんなことがやりにくいということと言われるわけですね。この話をしてですね、反対される人はおらんとですよ。それは私だから言いにくいのかもわからんけれども。みんなそれのほうがいいと言うわけですよ。

ただ、そちら側に座っている人は余りそういう考えないのかもわかりませんが、そんな感じを受けるものですから、このことを何回も機会があるごとに今まで言ってきたわけですが、ちょっと部長、待っておってくださいね。市民福祉部長、市民福祉部長にお伺ひします。

この総合福祉センターの充実を考えたときに、部長は体育センターのところをどう思われま
すか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 私の立場としては、議員が言われるように、総合福祉センターの駐車場の問題とかですね、ございますので、それとか総合福祉センターの機能充実ということであれば、そちらのほうを考えていきたいということは考えておりますけれども、これは市全体で考えることでございますので、そういう答弁でしかないというふうに思ひます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 多分、そこの立場になったらみんなそういうふうに言われるのではないですか。何かそんな感じも受けるけれども。どういふのかな、今、体育センターが必要といふのはわかるのですよ。体育複合施設ができて、やっぱり必要なのですか、必ず、必須条件。ちょっと部長、答えてください。今の質問。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） スポーツ施設の役割といいますか、目的といふのは大きく分けると2つに分かれると思うのですね。1つは、競技を施行していくための大きなスポーツ施設、それから地域の人たちのための地域の中でのスポーツ施設、こういうことで大きく分ければ分かれるだろうというふうに思ひます。体育複合施設の場合は、どちらかといいますと全市域をにらんだ一つの総合体育館的な機能を持つ施設、また西側の方にはそういう施設がありませんの

で、西地区についてはそういう地域の人たちのスポーツ施設というふうな両面を持つだろうというふうに思います。

勤労者体育センターにつきましては、当然、今までですね、総合体育館的なものがありませんでしたので、あそこが一番早かったです。勤労者体育センターとして、昭和52年ですね、に建設をされて、もうかなり年数がたちますけれども、当初からそういう機能のある程度果たしてきた施設として捉えています。ただ、総合体育館、体育複合施設ができましたら、その機能は当然向こうのほうに移行すると思いますけれども、地域の人たちの活動の場としては、やはり今申し上げましたように、5万人を超える方々、定期団体も30団体という方々ですから、それはそういう機能としては残すべきだろうというふうに思っております。

ちなみに、私は、勤労者体育センターの初代管理人です。あそこに1年間管理人としておりました。ご指摘の駐車場についてはですね、大変苦労しました。昭和53年に私も入庁して、8年間、社会体育の担当をやりました。いろんなスポーツイベントをあちこちで、施設がないものですから勤労者体育センターが主でした、やっぱり。ほかには小・中学校の体育館を借りたりグラウンドを借りたりという展開でしたけれども、どうしても教育施設というのは学校教育に支障のない範囲ということになるものですから、一般の利用者にとってはそこで制限がある程度かかってくるわけですね。ですから、勤労者体育センターの持った役割というのは本当にすばらしいものがあったと思います。

ただ、当時からですね、例えば剣道大会であったりそういう大会になりますと、更衣室とかそういうものがとれないわけです、中に。ですから、外にブルーシートを敷いてですね、やっていました。当然、道路には車がざっと路上駐車しますので、近所からの苦情を受けたりいろんなことがありました。でも、その体育館を使っておった剣道大会は、今、学業院中学校でやっています。学業院中学校のグラウンドを駐車場として借用しております。ただ、それでも更衣的な分、昼食、待機場所は、体育館の外にブルーシートを敷いて待機したり、そういう状況です。

ですから、早くこの体育複合施設ができて、そういうものもクリアできるような館ができなかなというの、これは競技スポーツをしてある人たちの長年の夢だったろうというふうに思っています。

今現在は、そういうふうな調整がある程度、長年できてきましたので、駐車場は当時は市役所の周りのごく一部だけでした。ただ、今は市役所の周りに中央公民館の駐車場あり、職員の契約駐車場あり、一般の駐車場が整備されてきましたので、体育センター、総合福祉センター、そういうところの利用者の駐車場としてもそういう設備をですね、利用できるという状況になってきましたので、以前よりはそういうところは解決されたのだろうというふうな認識でおるところでございます。

体育センターの考え方につきましては、以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 私は、決して体育センターの今までのことも否定をする気持ちは全くないのであって、今部長が言われたようないろんな苦勞、市民の方もされたと思いますが、そういうのが実って総合体育館と、こうなってきたら、そう理解をしているわけですね。私は、総合体育館ができたなら、すぐこの体育センターをね、潰してしまえという考えではありません。最初に言いましたように、福祉の面と市民の健康を守る体育の面と、総合した形でいわゆる計画の中で、5年後、10年後、それぐらいのスパンでいいのでそういうことも考えの中の視野に、視野の中に入れていくことは不可能なのかなというふうに思っているわけですよ。

それは先のことやからわからんかもわかりませんが、今の考え方として、そういう考え方を、中・長期の考え方をですね、ぜひ持っていていただきたい。それが総合体育館の充実にもつながっていくのではないかとこのように思っております。当然、総合体育館の中にはそういう福祉の面もね、複合施設ですからつくられると思うのだけれども、今ある総合福祉センターというものがあそこにあるのであれば、その充実ということもね、あの土地で考えていってもいいのではないかと。その総合福祉センターをもうあそこから外しますよというのであれば、また話は別ですよ。あそこをそういう考えでいくなれば、中・長期的に最もいいんじゃないかと。これは、当然、国士館との兼ね合いもありますけれども、今回は国士館のことは通告の中に入れていませんから、そのことは申し上げませんが、私は、国士館ができる前から、買う前からそういう考えを持っておったものですから、今回、質問としてさせていただいておりますが、この件についてもう一遍、部長で結構ですからお答えを。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまるる回答申し上げましたけれども、現時点での考え方でございます。福廣議員がご指摘されますような他の施設との関連、こういうものについては、今後ですね、全体的な公共施設の中の考え方の中で整理をしていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） こういう考え方もあるのだということをですね、ぜひ知っていただいて、協議の中でお願いをしたいというふうに思っています。さっき言いましたように、今すぐどうのこうのなくていいわけで、今後、やはり5年、10年、いろんなスパンがあると思いますが、そういう中・長期的に考えたときにどういう方向でいくのか。それによって、やはり総合体育館が充実するかしらないかというのも若干はかかわってくるのではないかとこのように思っておりますし、全体的に言えば、国士館大学ではどういうスポーツとか、振り分けというのも、その振り分けられたものが総合体育館でどういう兼ね合いになってくるかというのは非常に難しい問題が、私は、出てくるし、そこにやっぱりランニングコストとの兼ね合いも出てくるというふうに思っております。

話はちょっと戻りますが、先ほどあそこを使用する人に、使う人のために、が負担をすべき

と、受益者負担ですね。これは当然僕はあっていいと思うのですよ。軽減するよりは、どちらかという、今回は受益者負担のほうに重きを置いてほしいという考えもあるわけですか。それはもう、市内ほかの施設とのバランスの問題もあるでしょうから、そこらあたりもよく考えていただいて、ぜひ市民の皆さんが納得できるような形で今後の計画を進めていただきたいということを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、3番上疆議員の一般質問を許可します。

〔3番 上疆議員 登壇〕

○3番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしています4件について質問をいたします。

最初に、1件目の太宰府市ハザードマップによる固定資産の課税評価などについてであります。まず1点目は、平成23年3月作成の太宰府市ハザードマップは、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域などを一部変更すると説明されていました。今回、繰越明許費として計上されているが、いつごろまでに改訂されるのか、ご所見を伺います。

2点目は、このハザードマップでは、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域などを特定されまして、関係地権者は受け入れざるを得ませんし、それに伴いまして、固定資産の評価価値が下がることから、税額の減額措置を望んでおられますが、ご所見を伺います。

次に、2件目の北谷運動公園多目的広場などについてであります。まず1点目は、北谷運動公園多目的広場が設置され、高齢者の皆さんが健康増進のためにグラウンドゴルフなどに使用されています。この広場の西側下の事業所などから粉じんが吹き上げてくるし、タイヤ焼却のにおいがあるなどで、利用者は大変困っておられますので、よい自然環境の中で楽しく使用できるよう、原因調査などをしていただきたいが、ご所見を伺います。

2点目は、グラウンドゴルフ利用の際、グラウンド内の外周フェンスの下が7cmから10cmぐらいのすき間がかなりあります。このグラウンドゴルフのボールは、ご承知であると思いますが直径6cmでありまして、初心者やベテランの方でも強く打つことがあり、残念ながらフェンスの外にボールが出ることもあるようです。そのようなことから、ボールどめを設置する必要があると考えますが、ご所見を伺います。

次に、3件目の太宰府東中正門前の西側道路に防犯カメラの設置についてであります。太宰府東中正門前の西側道路では、下校時は人数が少なく、途中、道路に車が再々とまっておることから、生徒や迎いの保護者も怖いと常々思っておられ、事件が起こる前に、ぜひ防犯カメラの設置をする必要があると考えますが、ご所見を伺います。

次に、4件目の青山四丁目の調整池の入り口道路についてであります。この星ヶ丘第2公園から調整池まで舗装道路があり、子どもや高齢者も簡単に入れることから、先月の上旬、夜9時前後に高齢者がこの道路から調整池内に入り、反対側の緑台公民館のほうへのり面を上が

り、方向不明となり、立ち往生されているところを通りがかりの人に発見され、星ヶ丘区の民生委員に連絡がありまして、ことなきを得ましたが、今後このようなことが起きないためにも、調整池入り口前の道路にフェンスなどを設置する必要があると考えますが、ご所見を伺います。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。以下、再質問は議員発言席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 1件目から4件目につきましては、市長、教育長からの答弁ということでございますが、各部長からご回答をさせていただきます。

まず、1件目の太宰府市ハザードマップによる固定資産の課税評価等についてご回答いたします。

1項目めの太宰府市ハザードマップの改訂時期についてでございますが、このハザードマップにつきましては、災害対策基本法の改定に合わせまして、平成25年度中に作成することで事務を進めておりましたが、避難所の指定基準や建物の構造基準の指定が遅れたこと、また福岡県による土砂災害特別警戒区域の指定が一部3月以降にずれ込むことになりましたために、平成26年度に繰り越しをさせていただいております。

6月に入りまして、これらの指定が全て終わりましたので、早速作成に取りかかりまして、7月1日号の市政だよりと一緒に各ご家庭に配布する予定にしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2項目めの土砂災害防止法に基づく指定区域の固定資産税の軽減措置につきまして、私のほうからご回答させていただきます。

土砂災害防止法に基づき指定されました土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにつきましては、開発行為に対する許可制や建築物の構造規制など土地利用に制限が生じますことから、土地の価格への影響を考慮しまして、平成24年度の固定資産評価がえの際に災害危険箇所補正を導入し、同年度から固定資産の評価額を減ずる措置を実施しております。

軽減の基準につきましては、筑紫地区内で協議をいたしまして、市町村間での不均衡が生じないように統一した補正率を適用してございまして、土砂災害特別警戒区域に指定されました宅地等につきまして3割減価を行っております。

また、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにつきましては、危険の周知や避難、救助等の警戒避難体制の整備が行われるものの、土地利用そのものに制限が設けられるものではありませんので、固定資産の評価につきましては特に軽減等の対応は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） ありがとうございます。

1点目ですが、7月1日号に、広報に載せるということでしたが、もう既にこういうのは以前つくってありまして、全世帯に配布をしたのですかね、これは。全世帯やないかな、これは。何部焼きましたっけ、前は。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 平成23年に作成いたしましたハザードマップにつきましても、全世帯に配布しております。今回作成しますハザードマップにつきましても、広報と一緒に全世帯に配布する予定にしております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） はい、わかりました。全世帯に配布ということですね。回覧でまわるのかなと思いましたが、やはりそれぞれ見るところによってですね、本人がそれになっているかならないかというのはわからないこともあるので、全世帯に配布されるということですので、それは結構だと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目ですけれども、減額措置はしない、しないと言われました。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） レッドゾーンにつきましては実施しておりますけれども、イエローゾーンにつきましては実施をしておりませんということでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） ということは、イエローゾーンはしないというのは、評価そのものが低い、下がらないという意味ですかね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） イエローゾーンにつきましては、レッドゾーンと比較しましてかなり広範囲の指定となります。そのため、区域内の宅地等に地価の変動が生じてくれば、路線価等にも反映され、個別の軽減措置をですね、設けなくても、土地の実勢価格に応じて固定資産税は軽減するものと考えておりますので、実施は考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） ということは、イエローゾーンはその路線価が、評価が変わったときにやっていくということもあるということですね。それでいいのですかね、そういう考えで。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） いろんな補正がございますけれども、災害危険箇所補正というのは実施しておりますけれども、その補正率は適用しないということです。先ほど言いましたように、通常の実勢価格が下がるということであればそれに応じて固定資産税が下がるということで考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） もう既に実施しているということですので、現在、何名ぐらいの方々が対象になっているのかというのがわかりますかね。わかるというか、公表できなければ問題が

ありますが、公表できるのだったら何名ぐらいということをお教えください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 補正対象になります地目でございますけれども、宅地、雑種地、宅地介在田、宅地介在畑の土地でございます、平成24年度の減価措置の実績でございますけれども、筆数で30筆、納税義務者としては26件となっております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） はい、ありがとうございました。そういうことで、レッドゾーンは十分そういう措置ができていますということですが、イエローゾーンそのものは恐らく市民の方はわからないと思います、対象者の方もね、恐らく。だから、そういう分では、できるだけ広報等でもいいのですが、そういった内容の周知をですね、やっぱりしていただかないと、これを配ったとしてもわからないですよ、細かい分では。そういう部分で、何ですかね、適用された方とされない方ですね、隣同士の関係がね、違っておったりすると問題もあるだろうと思うし、できましたらそういうことで、その周知方をですね、進めていただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それはそれでお願ひいたしまして、次の2件目をお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願ひします。

地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 次に、2件目の北谷運動公園多目的広場等についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの粉じんの吹き上げやタイヤ焼却のにおいなどについてですが、この広場の西側下の事業所等から粉じんが吹き上げてくることについて、利用者の方に話をお聞きしましたところ、機械音とともに粉じんが上がっているということでございましたので、周辺の事業所や工場を調べました結果、金属部品のさびどめ塗装を行っている事業所におきまして、塗装前の金属部品の表面をきれいにするための工程の中で、砂を高圧で吹きつける作業を行っていることによるものでございました。風向きによって、その砂が多目的広場まで舞い上がっているというような状況でございました。

砂が拡散しないように、作業場には屋根をつけたりというような対策は講じているということでもございましたけれども、多目的広場の状況をお伝えしましたところ、さらに対策を検討したいということでございました。

また、タイヤの焼却のにおいにつきましては、周辺を巡回した中ではタイヤを回収している事業所やタイヤを焼却したような痕跡は見当たりませんでしたけれども、引き続き市内巡回等の機会に、においの確認もあわせて行い、今後とも注意していきたいと、このように考えております。

次に、2項目めの北谷運動公園多目的広場のフェンス下すき間のボールどめの設置についてでございますが、この多目的広場は、一面に芝を張り、周辺をフェンスで囲み、グラウンドゴ

ルフを初め多目的な施設としてご利用をいただいております。

ご指摘のフェンス下に10cm程度のすき間を数カ所確認をいたしました。現場で、グラウンドゴルフの利用者の方にも状況をですね、伺うことができました。その中では、ボールがフェンスをくぐることは比較的少ないということではございました。

今後、芝の芝刈りとか、周りの草刈り、この辺の管理とあわせた防止策を検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1点目の件はですね、そのように指導をしていただいておりますので、今後ともですね、行政指導ができる範囲内で指導していただければと思います。

タイヤの問題はですね、たまたま私が行ったときにタイヤのにおいがしたということがありまして、関係者は、タイヤのにおいは、そのときはあったのですけれども今まではなかったということでしたから、その追加で私がこの中に入れたのですけれども、粉じんがそんなような形で上がっているということですので、今後とも、見守りと言ったらおかしいのですけれども、点検をしていただいでですね、その辺をチェックをしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目ですよね、2点目につきましては、確かにこれは大きいのがぼんぼんと、大きな穴があいていますよね。大きくそがれているところという言葉があれに書いていましたが、それをやっぱり補修はまずしていただいで、やっぱり7cm以上あいておればボールは出るので、結構面積が広いからですね、場所によってはそういうことはないのかなと思ひますが、こればかりはわからないのですよ。やっぱり、初心者やろうがベテランやろうが、強く打つときは打つのですよね。打つんじゃなくて打ってしまうのですよね。そういうことで、これが落ちたらとれないのですよ、あそこはもう。外に入れないので。

そういう部分では、やっぱりいいものでなくて、芝生をやっぱり刈らないかんから、邪魔にならないような形で材木等をですね、ざっと置いてやってですよ、2cmぐらいあればボールは出ないので、簡単な話ですので、そういうことはできないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 先ほどご回答で申し上げましたが、部分的に10cmから15cm程度のすき間があることは、現場に行って私も確認をいたしました。基本的には、グラウンドゴルフの利用時という話なのですが、ボールそのものをですね、フェンスからかなり離れたところに設置をされますので、ちょうど高雄の方が利用してありましたけれども、外に出ることはほとんどないよという話ではございました。ただ、先ほど申し上げました芝を刈る状況の中で少しすき間が出てきますので、その刈る高さ、これを調整すれば随分違うだろうというような気はしております。それにあわせて、今議員がおっしゃいましたような方法も一つの方法としてですね、検討したいというふうを考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 2件目はそれで結構でございますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、3件目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 次に、3件目の太宰府東中学校正門前の西側道路に防犯カメラ設置について、まず通学路整備といった観点から、私から回答させていただきます。

ご指摘の道路は、太宰府東中学校の通学路で、以前から周囲の樹木や草が生い茂っていたことから、昼間でも暗く、見通しも悪い状況でありましたので、平成23年度に中学校の保護者が正門から高雄公園側の民有地の竹の伐採を実施されました。また、平成24年度には正門前の民有地の草刈りを実施しております。その結果、中学校正門から生徒の通学の状況が確認できるようになりました。平成25年度には、市と学校との協働による正門前の民有地の草刈りを実施するとともに、市におきましても民有地の樹木伐採や市有地内の竹林伐採を実施いたしました。また、全部長による道路清掃も行っております。

さらに本年度は、安全・安心で明るい通学路の整備の一環といたしまして、子どもたちが楽しく通学できるように、太宰府東小学校の南側擁壁に壁画を制作する計画を立てておりまして、本6月議会に補正予算を計上させていただいております。今後も、子どもたちが安全で安心して通学できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 次に、防犯カメラ設置についてご回答させていただきます。

防犯カメラの設置につきましては、平成24年度から、犯罪発生の状況などを勘案した上で、筑紫野警察署と協議をしながら優先順位を定めて設置をしているところでございます。

ご指摘の道路につきましては、市といたしましても、林に覆われている上に人通りが少なく、犯罪発生の危険度が高い場所の一つとして認識しておりますが、先ほど教育部長が説明しましたように、本年度、壁画の制作や街路灯の整備を計画しておりますので、現在のところ防犯カメラの設置の予定はございません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1つ壁画の話が出ましたが、場所はどこなのですかね、壁画をつけるところは。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど申し上げましたが、太宰府東小学校の南側のグラウンドに面した壁面でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） そういうことをすることによっての車がとまらなければ一番いいことな

のですが、なかなかですね、子どもさんたちが部活をしている人は団体で帰るから問題ないの
ですけれどもね、部活に入っていない方がどうしても3時半か4時半ごろ、その間ごろに帰る
のですかね、中学生は。そういうときに車がかなりとまっています、いつも。再々といいます
かね。私も3回行きましたので、3回ともやっぱり二、三台とまっていますもんね。そのとま
ることによって、やっぱり子どもたち、先ほども言いましたけれども、高齢者の方がお迎えに
行っているのです。お父さん、お母さんは働いているということで、おばあちゃんが迎えに行
っているようなのですが、おばあちゃんが特に言われておるのですが、やはり脅威を感じるの
ですよ、ああいうのがあるとですね。3台おればですね、誰かが見つけるからないのでしょう
けれども、あれが1台だったら何になるか、どういうことに巻き込まれ、車に引き込まれたり、
そういうことを心配されているのですね。

これは、恐らく小学校のほうから陳情書みたいなのが出ていますけれども、これは来ている
のですか、教育委員会に。陳情書らしいの、来ているのでしょうかね、この同じものは。この中
身は読んでいただければわかるのですが、こういう中身を見ていただいたらわかるようにです
ね、やはり脅威ですよ。やっぱり、ああいう車がとまっておるということは。今から夏になる
と、余計日影をですね、見つけて車がとまるのですよね。だから、それは絵をかいたとしても
とめるでしょう、車は。3時か4時ごろの時間帯なのですが、どうしてもそれができないので
あればですね、パトなんか、防犯パトなどに回ってもらうとかですね、そういう方法もあるの
でしょうけれども、やっぱり実際事故があつてからじゃ遅いので、今防犯カメラは無理だとい
う話ですけども、これは教育委員会、総務部と一緒にですね、考えていただいて、ぜひ防犯
カメラは設置すべきと、もう一度言いますが、これはどのように考えられますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 防犯カメラは、現在市内に8カ所設置をしております。これにつきまし
ては、これまでの犯罪の発生の状況ですとか、そういったところを検討いたしまして、筑紫野
署とも協議をしながら設置箇所を毎年定めております。ですから、今後、今回、今ご指摘があ
った場所につきましては、壁画の作成でありますとか街路灯の設置、そういったもので明るい
通りにしていこうという取り組みを進めておりますので、まずはこの取り組みの経過を見てい
きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 街路も確かに暗いのですよね、今は立っていますけれどもね。それは十分
つけてはいただいておりますけれども、やっぱり夜は暗いです。この問題は夜やない、昼です
よ。3時半から4時半ごろが一番危ないということなのです。子どもが帰るときに、車がとま
っておつてということですから、今まで福女あたりの部分で防犯カメラを設置したことによ
って効果があつた。あつたわけでしょう。あるわけですから、ぜひここにですね、防犯カメラを
設置すべきと思いますが、再度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 防犯カメラの要望のある箇所、そういったところはたくさんございます。そういう中で、市といたしましても、優先順位を定めて設置をしておりますので、この部分につきましては、今回この壁画の制作、そういったことで明るい、人からも注目されるような通りにしていきたい、そういったところで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） その優先順位というのは私にはわかりませんが、やはり東中の保護者の皆さんは結構心配されております。今度、7月4日に地区懇談会があるそうですが、その中でまた論議は交わされるのだらうと思います。

その前にですね、ちょっとだけ教育委員会にお話をしましたのですが、前もってですね、5月末、29日か30日、私も日にちがちよっとはっきりしないのですがけれども、東中に脅迫電話があったということで、パトカーや青パトが何台か出動されて、生徒は当日は部活も全部中止してですよ、西側道路を通らないで、正門出て右側にぐるっと回って高雄、田んぼのほうですね、太宰府高校側を通って星ヶ丘東側の人たちは、子どもたちはここから出て帰ったという情報というか、あったそうなのですが、そういう指導なんかですね、私どもは知りませんでしたけれども、ある方々はやっぱり知っておるので、そういうふうに私も聞き及んだところで。

そういうことから、学校側のほうにそういった部分の報告があったのかどうかをまず確認させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 学校のほうから、不審電話といいますか、嫌がらせ電話が入ったということで、生徒の安全を第一に考えたいということで、報告がありましたので、教育委員会としてもすぐ動きまして、学校のほうから警察のほうにも通報いたしまして、被害届という形でも出させていただいて、今、上議員さんおっしゃっていただきましたとおり、PTA会長あるいは地域のほうにも相談をいたしまして、当日は生徒の安全のため、念のためにですね、部活動を中止にいたしまして下校させて、そして教師と、それから地域も一緒になって生徒の下校の安全指導ということで対応しております。

また、繰り返し電話が入る可能性もございましたので、市といたしまして、すぐに対応いたしまして、東中学校の電話の非通知ですね、非通知の電話が入った場合に対応できるような装置でございますとか、録音装置を持った電話にすぐにかえておましてですね、対応しております。その後、特に繰り返しそういった電話が入るといったようなことは起こっておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） その脅迫電話の中身は私どもには関知しないところですが、それはそれで教育委員会と東中学校のほうで協議をいただいて、保護者の納得できるようなことで進めていただきたいと思いますのですけれども、もう一つですね、男性のもの、男性から、子どもたちがさわられていると、中学生。そういうのも何回かあったというようなことがあります。それも報告はないのですか、それは。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 実際に、そういうさわられたという痴漢行為があったとか、そういったような報告は特に上がっておりませんが、不審な、不審者ですね、不審者通報、これは随時報告は学校のほうに、東中校区だけに限らずですね、上がってきておりますので、それについては、緊急メール等で各学校に通知をいたしましてですね、地域も含めたところで対応していただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 先ほど緊急メールということですが、東小学校はほとんど保護者全員、関係者全員と言ったらおかしいのですが、手を挙げた方は登録されておりますけれどもね、東中はされていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 今お話しいただいておりますとおり、全員が登録というわけじゃございませんが、登録されていない保護者等につきましては、学校のほうも把握しておりますので、その分については電話で連絡とかですね、そういったような形をとらせていただいております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 緊急メールというやつは非常に便利は便利だし、また公表がさっと出てしまうから問題もあるのですが、その辺の難しさがあるのですが、やはり緊急的なメールを発信するという、非常に全体に瞬間にね、行きますので、そういう部分ではぜひ、小学校のほうは学校のほうからお願いをし、お願いしてというか、保護者さんには全員、それから我々地域の人も手を挙げてもらえる人はぜひしてほしいということを含めて、小学校はされているのですよ、積極的に。だから、かなりの方々がそれに入っていると思うのですよ。東中学校はそこまで、東中だけじゃなくて全体の中学校もそういう状態なのですかね。その辺をお聞きしたい。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 中学校に限らず、小学校も含めてですね、100%というわけではございません。こういう緊急事態に備えて対応できますように、今、上議員さんおっしゃっていただいておりますように、市の校長会等を通じましてですね、緊急の場合の連絡がすぐとれるよう

にということで、話はしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） これは強制することはできないと思いますけれどもですね、できるだけ、これは子どもの安全のためですので、ぜひそういうふうなことをしていただければと思いますし、これもまたもとへ返りますけれども、先ほど述べたようなことを含めて、そういう事例がですよ、東中学校はあるわけですよ。それで、緊急性はまだ落ちないのですか。それぐらいのものがあって。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほど教育部長も言いましたように、市内至るところでそういった事例というのは発生をしております。現在、市内でも青パトですね、設置台数、現在16台ございます。各自治協議会でありますとか、今、東ヶ丘区とかも区独自で持ってあったりとか、そういった16台がございます。地域の中ではやっぱり登下校時を中心にパトロールをしてある地域もあるようでございます。今後とも、そういった校区自治協議会、そういったところを通しまして、そういったパトロール、そういったところを強化できればというふうに考えております。以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） なかなか予算の問題もあるからそういう表現になるのだと思いますが、東中そのものはやはりもう陳情が出ているようにですね、かなりの問題が起きているようですので、保護者のほうからも恐らく声が上がってくるだろうと思います。7月4日、東中の地区懇談会がありますので、そういう中で保護者さんが集まって協議をされると思いますが、それを受けて、また市のほうに陳情するのか要望するのかわかりませんが、そういう形になるかと思っておりますので、そのときにはぜひ、優先順位があるとしても、事故があったときにどうなるのかということですから、そこがなければ一番いいのですけれども、事故があってからじゃ遅いですよ。だから、ぜひそういう防犯カメラを、一個一個からいえばそう大した値段じゃないと思いますので、こちらもできるだけ早急にですね、優先順位の中でもっと取捨選択していただいて、ぜひ防犯カメラを設置をお願いしたいということで、私は、今日はその申しをしまして、この地区懇談会でまたお話を聞きまして、今後また次回にでも質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

次、じゃあ4件目、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 次に、4件目の青山四丁目調整池の入り口道路についてご回答いたします。

この道路は、太宰府市道青山77号線で道路幅員約6m、延長約180mの星ヶ丘団地調整池までの行きどまりの道路であり、調整池の管理道路ともなっております。また、道路終点側か

ら、調整池側になりますが、約50mの区間には家の張りつきはありません。

平成25年度に、緑台調整池の改修に合わせて、2つの調整池周囲の樹木の伐採、剪定を行いました。見通しがよくなり、通行できると考えられて、今回このような事象が起きたのではないかと考えられます。

今回、緊急な対策として移動式のガードレールを設置し、この先に行かないようにと注意喚起の看板もあわせて設置し、対処したところであります。ただ、住民の方や子どもさんが簡単に入れる状況でありますので、開閉式のフェンスの設置を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 今、部長が言ってもらった内容のとおりなので、本当に子ども、高齢者、いつ、どこでも入れるね、あれは。今つくっていただいていますけれども、やはりせめて1.5mのフェンスを立てた部分での、移動式でも結構ですから、子どもたちが入らないようにできるようにしてほしいと思うのですよ。というのは、今後とも、夏、秋は子どもは動くので、高齢者というのはあれですけれども、うちの場合は高齢者の中でちょっと認知のあった方でしたのでそういうことなのですが、もう一つですね、その道路の柵もあつたのですが、もう一回私が見ましたところね、一番怖いと思ったのは、この間高齢者がのり面を上がっていきましたよね。のり面に上がってフェンスがあつて、こっち側が道路ですよ、上がるでしょう。こっち側、調整池へ上がってきて、結局フェンスが、これも1.5mぐらいあるので上がり切らなかつた。そして、たまたまね、緑台のパトカーさんみたいなパトカー、青パトさんたちの方々が見つけてもらって、夜暗いときですよ、だから脚立を持ってきてもらって、こう送ってこうしてもらったのですね。何とか助かったということですが、あれがあと30分もおれば、恐らく本人はどこかに落ち込んでしまったのだらうと思うのですよね。

あわせて、そののり面のですね、またのり面がありますが、手前、こっち側に緑台公民館があるでしょう。その部分で、そののり面はずっとつながっているのですよ、緑台公民館まで。わかりますよね。その下は調整池ですよ。何にも囲いがないのですよ。そっちのほうが怖いなと思ってね。それは、子どもが絶対落ちるなと思うね。わかりますかね、場所。場所と簡単に言っていますが。突き上がつてのり面がざあつとありますよね。その半分ぐらいが調整池や、左側がね、それは全然囲いがないのですよ、のり面の囲いが。そういう部分は、これは危ないなと。これはもう管理者責任になると思いますよ。そういうことで、含めてちょっと考えてください。お答えください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今言われているのはですね、調整池の中には擁壁がありまして、その周りにフェンスをしなさいということかなと聞こえましたけれども、のり面の上の道路にはですね、その周辺はずっとフェンスを囲っておりますね。今、通常調整池はですね、あの道路側に、あの調整池は道路側にずっとフェンスがあるからですね、我々のほうとしてはあれで安

全は確保できているというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 危なくないように、道路をですね、遮断できればいいですよ、絶対入れんように。どんなことしても通れるのですよ、あれ、恐らく。伐採ちゃんとしてもらったから、余計感じるのだけれども、下見たら怖いぐらいの部分がいっぱいありますが、子どもは絶対上っていったり下がっていったりするのだと思いますよ。一番、私が今言っているのは、それはそれとしてね、していただくようにしていただいて、調整池ののり面の部分で、今のり面があつて調整池がこうある、壁がありますよね。ね、壁があるでしょう。壁からここ、こののり面はここに何にもないのですよ。こののり面にやっぱりフェンスをつけないと、ここは高いので人間は上がりきらんよ、この調整池の中には、この上、のり面のところたい。のり面と上のフェンスというか、それを同じ高さでね、人が入れないようにしないと、あれはもう滑って落ちたら終わりやもんね、人が。そういうことです。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 議員は、道路から入れることを想定しなさいということを書いてあるのでしょうかね。あそこの調整池は、ずっと下って、今言いました、さっきの高齢者の方が入ってこられてずっと下ってきた道路があつてですね、話を聞きますと、それをまた上にずっと上って入ってこられたということですね。そのところにはずっと道路側にフェンスがあるのですよ。我々は、その下ってくる道路ですね、管理用道路になっています道路のほうにフェンスを、入れないようにしたいと。そこからは入れないようにしたい。と、あと入られるのは道路側から入るのを注意しなさいと言ってあるのか、我々は、その道路を伝つてですね、調整池には行けないようにしたいということを考えておるのですよね。反対側の緑台の道路のほうから入れないような高いフェンスをしなさいということを書いてあるのかですね、ちょっとよくわからないのですけれども。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） ちょっと悪い言い方かもしれませんが、基本的には道路の入り口、道路の入り口に1.5mのフェンスをね、設置して、完全に設置できればいいですよ、とめれば。子どもはね、どんなにしても抜けますよ、あれ。手前側のもっと上側にね、ガードレールしかないので、こっち側、道路のこっち側。下にくぐれるんやけん。そういう部分ではね、非常に完全に閉ざすということは不可能だろうと私は思う。だけれども、それを越えたとすればね、それはちょっと問題があるのだけれども、このフェンスがあつて、手前側にガードレールがずっとあるで、あの公園まで。あそこはもう見晴らしがよくなつてね、下におりろうと思えばおりれるのですよ。おりてから、調整池の下におりて上がっていける。子どもの絶好の遊び場だと思うのです、あれ。それが危険なのですよね。

だから、調整池の部分もあわせてね、しとったほうが安全だなと、私は二重の話をしている

のですよ。道路側の入り口と調整池の坂のところ。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 管理道路をおりてきたところに門扉のフェンスをするということで、1つは調整池側にですね、ガードレールの横を行ったりすることもありますので、張り出し的なよくありますよね、張り出し的なフェンスもしたいというふうに思っています。

今、議員が言われているのは、おりてきて、またそれをくぐって、おりてきて、またそののり面に上って入るのじゃないかということを書いてあると思うのですけれども、まずですね、今言っている私のほうの安全対策ですね、状況を見たいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 一番最初の質問事項はですね、その道路の入り口をとめてほしいということによっておりましたから、あれですので、また改めてですね、部長も現地を見ていただいて、その調整池のね、のり面のところでもっとカットしとったほうが、とめるようにしとったほうが安全かなと私は思いますので、ぜひその辺も含めて検討をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔1番 陶山良尚議員 登壇〕

○1番（陶山良尚議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

まず初めに、太宰府館の運営についてでございます。

4月から運行しております太宰府ライナーバス「旅人号」の乗車が約2カ月で3万人を突破したということで、少しびっくりいたしました。私も、多くの乗降客を乗せて走る旅人号を実際に見たときには、こんなに多くの需要があったのかということに改めて実感したところがございます。

さて、旅人号も出足は順調で、太宰府へのアクセスもますます便利になり、より多くの集客を見込めるのではないかと期待をしているところではありますが、観光客を受け入れる側としては、来ていただくだけで満足するのではなく、来訪者が本当に観光を楽しんでいただき、太宰府に来てよかったと実感していただくことが、観光を軸にまちづくりを行っている本市にと



っては大変ありがたいことでございます。しかしながら、滞在時間が短い傾向にある本市の観光形態にとって、太宰府を訪れる方がどの程度満足して帰っていただいているのかということが、逆に言うと太宰府市観光の最大の課題ではないかと考えております。

私は、今の太宰府の観光政策で足りないものといえば、情報発信力、企画力、そして観光客を楽しませる仕掛けづくりではないかと思っております。そこで、太宰府館を観光交流の拠点と明確に位置づけ、2項目めでも申しますが、職員の配置等もしっかり行うことで、情報発信基地、そして市民と来訪者の交流の場にもなり、十分な機能を果たせることができるのではないかと私は期待をするところでございます。

また、太宰府館の管理運営費として、今年度も3,000万円を超える予算が計上されておりますが、ただでさえ少ない観光予算の中で、太宰府館にこれだけの予算が費やされる以上、観光のための施設として、中身の充実も含め、それに見合うだけの機能を有する施設にしていかなければなりません。

今後、太宰府館を観光の拠点として明確に位置づけを行うことで、太宰府館を活性化できると思えますし、それにより太宰府市全体の観光の活性化にもつながっていくものと信じております。

私は、太宰府館の位置づけが現状では余りにも曖昧で、運営方法についても非常に危機感を持っております。これだけの施設でございますので、非常にもったいないと感じている次第でございます。市としては、現状の運営方法でよいと考えているのか、太宰府館の今後のあり方、運営方法について伺いたします。

次に、太宰府館の館長は、以前より観光交流課長、現在は観光経済課課長でございますけれども、が兼務をされておられますが、やはり本市の柱である観光行政、その中心となるべき施設である太宰府館の館長には専任の館長を置くべきであると考えております。その上で、観光行政に詳しく、民間の感覚を持った方が適任じゃないかと考えております。本市の観光はどうしても太宰府天満宮を中心とした観光形態となっており、来訪者に市内を回遊させる仕組みが必要であり、滞在型観光を推進する施策を行政でも考えておられますが、なかなか進んでいないのが現状ではないかと思っております。滞在型観光も含め、本市の観光政策をもう一度見詰め直し、積極的な観光政策を推進する必要があります。

また、地元にいる人間にとっては、幾らすばらしい観光資源があっても、そこにあるのが当然のことのよう、うまく活用できていない場合もありますし、逆に私たちが気づかないところに観光資源となり得るものが眠っている可能性もあるわけでございます。そのような点からも、時には、外部の専門家から、現在の本市の観光政策を評価し、さまざまなご提案を行っていただくことで、新たな観光資源の発掘にもつながっていきますし、民間の力をかりることで、今まで行政でできなかったことも可能になってくるのではないかと考えております。これらの観光というのは、仕掛けづくりが重要であり、奇抜なアイデアなどをもとに観光戦略を立てていかなければ、観光先進地の自治体には勝つことができません。

昨今、元気のある市町村を見ると、民間の経営感覚を取り入れて運営を行っている自治体も非常に多いように見受けられます。特に、これからの観光政策では、民間の感覚を取り入れて柔軟な発想で企画立案等を行っていかねば、観光客は他の観光地へ流れてしまうこともあるかもしれません。来訪者に対し、おもてなしの心でお迎えをし、いかに喜んで、楽しんで、帰っていただくかという満足度を上げることこそが大切なことではないでしょうか。昔の観光のように、観光地を見て回るだけの観光では時代遅れでございます。

以上の点からも、本市の観光行政を活性化していくためにも、太宰府館の館長には観光政策に精通した方など、民間から採用すべきであると考えますが、市の見解を伺います。

次に2点目、売店の設置でございますが、今年2月で、庁舎内地下にあった売店が閉鎖されました。閉店理由としては、採算がとれなかったということで、業者が撤退したということをお聞きしました。確かに地下の狭いスペースで限られた商品しか販売ができなければ、市民の目にもとまらない場所でもありますので、採算に見合うだけの業務を続けることはどの業者でも厳しいはずでございます。

私も、行政視察などで各市役所を訪れますが、その際、ロビーに売店があれば、ちょっと立ち寄り、商品等を見る機会がありますので、拝見すると、中には、地元の店で作られたパンや障がい者施設で作られた商品などを販売している売店もあり、感心をいたすこともございます。

市役所には、毎日、多くの方々が足を運ばれるわけですから、目につく場所に売店があれば、ちょっとした買い物をしていただくこともあるだろうし、少しでも収益につながるのではないかと思います。また、地元でつくった商品や特産品などがあれば、市民の方々にも関心を持っていただけるよい機会にもなるのではないかと考えます。

今回の閉店を機に、新たに違う形で庁舎1階スペースに市民に親しまれる売店を開設してはどうかと考えますが、市の見解を伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 1件目の太宰府館の運営についてご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府館の今後のあり方、運営方法についてであります。

太宰府館は、太宰府館条例にありますように、市民と来訪者の交流拠点及び市内の歴史・文化的遺産等を観光資源として情報の発信等を行い、もって市内全域の観光振興及び地域産業の活性化を図るという目的で建設された施設であります。

当館の現状は、観光客への太宰府観光情報の発信、憩いの場の提供を初め、梅ヶ枝餅焼きや木うそ絵つけ、歴史めぐり解説、万葉歌碑めぐりなどの体験プログラムのほか、市民の会合の場、物販販売など、市内外の多くの方に利用いただいております。平成25年度利用者数は16万5,586人で、過去最高であった平成24年度と比べまして6,815人、4.3%増加しております。体

験プログラムの参加者数を見ましても、平成25年度は2,390人で、平成24年度と比べまして375人、18.6%増加しております。加えて、年末年始には多くの来訪者に利用されております。

また、毎月パンフレットやホームページなどでイベント情報を発信していますが、当館は門前町に位置することから、観光情報の提供を求める問い合わせも多く、現地から、その時々情報を発信しております。

このほか、地元の商店街と連携して、ひな祭り、七夕祭りなどのイベントにも取り組んでおり、地域と一体となった活動を展開しているところであります。

このように、利用者数の増加や地域での取り組みなどにより、年々その認知度も上がり、活気あるものとなっております。

しかし一方で、ホールや体験工房、会議室、和室並びにギャラリーの土曜日、日曜日については多くの利用があつておりますが、平日の利用促進が当面の課題であると認識しております。そのためには、例えば授業や修学旅行等で体験プログラムに参加してもらうように学校や旅行者へ働きかけを増やしたり、笑いで小鳥居小路の活性化を図ろうと実施しております小鳥居小路寄席などは好評であり、よい例だと思いますが、観光協会や商工会、各種団体とも連携を図りながら、さらなる魅力ある取り組みを行い、当館をさらに活気あるものにしてまいります。

あわせて、当館の周辺地域は、町並み環境整備事業による小鳥居小路水路修景整備など、市民、来訪者が思わず歩きたくなる町並み景観を生み出す計画があります。これは、参道だけではなく、その周辺地域にも回遊性を持たせるための整備を行うことで、太宰府館をまるごと博物館あるいはまちぐるみ歴史公園のまちづくりの核として地域の活性化にもつなげていく考えであります。

また、当館が建設された経過を振り返りますと、この地に大型マンション建設が計画されたことから、周辺住民の方々から、市による土地の買収と地域の活性化につながる施設の建設の要望がなされたことを受け、この太宰府館が建設されたものであります。この経過を踏まえれば、市が責任を持って運営を続ける必要があると考えておりますが、時代の流れ、取り巻く環境を注視し、調査研究を行っていく必要があると考えております。

折しも、今年開館10年という節目の年を迎える太宰府館であります。以上のような取り組みを続け、また新たな魅力ある仕掛けを行いながら、太宰府館をここでしか体験することができないおもてなしの場、地域活性化の核と位置づけ、今後とも地域と一体となった施設運営並びに地域の活性化に努めてまいります。

次に、2項目めの館長に関するご質問についてご回答申し上げます。

現在、当館長は観光経済課長が兼務しており、館長のサポートとして再任用職員2名、嘱託職員4名を配置して適正な運営を行っております。

1項目めでもお伝えいたしましたが、当館は地域や各種団体等と連携を図りながらさまざま

な取り組みを行い、その結果として、利用者の増加、認知度の向上につなげております。さらに今後、今までに増してさらに魅力ある取り組みを試みながら、あわせてハード面におきましても、当館を地域活性化の核施設となり得るような周辺環境の整備に取り組んでいるところであります。

つきましては、現行の体制で観光情報の発信、憩いの場、体験の場の提供、ひいては地域のさらなる活性化に向けて取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） ご丁寧なご回答、誠にありがとうございます。

それではですね、一つ一つちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず、太宰府館は、情報発信基地として、観光のほうでいろんな形で発信をしているところでございますけれども、またいろんなイベント等もそこで行われているということをお聞きしましたけれども、なかなか弱いような気がしてなりません。やっぱり、毎日観光客の方は来られてあるわけですから、週末だけではなくて、毎日何かそういう仕掛けをしながら、日々観光客が出入りできる魅力ある施設等に持っていけないといけないと思うわけでございますけれども、今までいろんな活動されているのはわかるのですけれども、活性化するためにどのような取り組みをもっともっと行っていけば活性化できるのか。その辺、ちょっと今後、行っていく予定があるということが何かあれば教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 太宰府館の活性化につきましては、今でももう活性化していると私自身は非常に思っておるのですけれどもですね、今から先いろんな、今、市内には団体とか商工会、観光協会、そのほかに太宰府市太宰府ブランド協議会とかですね、それとか観光・産業経済活性化連絡会議とかという、そういう組織があります。そういう組織とですね、ネットワークを組みながら、行政だけでやるのじゃなくてですね、あるときは我々が後方支援をしながらいろんなアイデアを、その場に出しながらですね、やっていきたいというふうに考えております。それが活性化につながっていくのじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） それをですね、ぜひ目に見えるような形で具体的に、ネットワークをつくるとか、そういう形で早急に取り組んでいただければ、また太宰府館も変わってくると思っておりますけれども、今後そういう取り組みをやっていただければありがたいと思っております。

そして、ただいま答弁の中で、去年は16万5,000人ですかね、の方が来られているということでございますけれども、全体的に700万人以上来られている町として、太宰府館16万5,000人という、非常に少ないなと、全体からしたらですね、思うのです。それで、年末年始とかの、例えばトイレ利用者も含めてもあるとは思っておりますけれども、その辺、本当の利用者なの

か、その辺ちょっとお聞かせいただければと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） これはですね、太宰府館の前に広場とかいろいろありますよね。あそこは、私も日曜日とかに行くのですが、結構あそこでみんな食事をされたりとか休んでられる方も多いのですけれども、そういう方たちはあるけれども、本当に純粹に中に入ってこられて、それで会議室を利用されたりとかですね、そういうホールを利用された方の数ですので、実際はですね、そこまで数えると、来訪者、来館者というのは非常にまだ多いのじゃないかと思えますけれども、そこまでまだ数は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 確認でございますが、あくまでも会館利用者ということでよろしいですかね、それは。はい、わかりました。

そうしましたらですね、次の質問に入らせていただきますけれども、人が集まる仕掛けづくりということで、ちょっといろいろ提案をさせていただこうと思えますけれども、まず、1階広場、昔は物産等々で使われたということをお聞きしておりますけれども、そのイベントスペースとしてその辺を有効に活用できないかなど。特にまた週末はですね、週末だけじゃ本当はいけないのですけれども、週末がたくさん来られるということで、例えばいろんな企画、そこでイベントをやると。例えば今、吉本さんが地元に張りついているから、そういう吉本興業を利用したイベントを、そこで何かお笑いの出し物というか、そういうことを一日かけてやるとか、例えば千梅ちゃんがまだ頑張っているなら、太宰府館を千梅ちゃんの情報基地として、そこに来れば千梅ちゃんと会えるとか、いろんな形のやり方もあると思うのですが、そういうイベントの仕掛けづくり、イベントスペースを利用した、そういうことは何か考えてありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 私はですね、太宰府には太宰府らしいイベントがあるのじゃないかというふうに考えているのですよ。確かに、吉本さんと呼ぶとか、今議員言われましたけれども、それはそれで人は寄ってくるかもしれませんが、長いスパンで継続してやれるようなイベントを考えていかないといけないのじゃないかなど。やっぱり太宰府へ来たらああいうのがありようよとか、それが吉本につながるかどうかちょっとわかりませんが、その太宰府らしいイベントをですね、今やっているのじゃないかなど。例えばこの7月には浴衣で太宰府とかですね、古都の光とかですね。ああいうイベントがやっぱり太宰府らしい。今回やります寄席もですね、やっぱりそういう歴史と文化を感じさせるようなイベントをですね、私のほうは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） その吉本は、あくまでも、それは案であって、何かそういう、市のほうでそういうことを含めて人が集まる、仕掛けづくりが必要なんじゃないかなということで、今提案させていただきました。そこはまた、地域の方々を含め活性化するようなことを考えていただければいいのですけれども、まず人が来ないことには太宰府館の中にも入っていただけない。本当に中でいいことをしていても、やっぱりわかりづらいということもありますので、とにかく人に来ていただく仕組みづくりがまずは大事かなと思っておりますので、その辺またいろんな企画等々考えていただければと思います。

それと、その修学旅行の話が先ほどございました。梅ヶ枝餅の焼き体験とか木うその絵つけ体験とかいろいろありますけれども、これについては、修学旅行というのはやっぱり教育の場ということも含めて、例えば班ごとに活動するとか、そういうことも行っている学校もあるのですよね。そういう中で、非常に、この太宰府館には立派なスペースもあるわけですから、その辺の体験プログラムを充実をさせることで修学旅行の誘致にもつながっていくのではないかなと思っております。

修学旅行、なかなか太宰府の場合はホテル等々がございませんので、1泊2日とかそういう宿泊を兼ねての体験がなかなか難しいかとは思いますが、一日丸々太宰府を体験していただくと。例えば、班ごとに午前中は梅ヶ枝餅とか木うそとか、またいろんな観光プログラム、今ホームページも見ましたけれども、体験プログラムが5つ太宰府のほうは用意されてありますけれども、これは一般の旅行者と修学旅行とごちゃ混ぜになっているところがあるので、だから、例えば修学旅行に合った体験プログラムをつくと。それをアピールしながら、修学旅行の誘致に取り組むと。そういうことも必要かなと。例えば今、それ以外にも、まほろばの里で歌づくりとか、先ほどもおっしゃいましたけれども太宰府を知ろうとか、万葉の歌を詠み歌うとか、なかなかそれは子どもたちにとってですね、難しいのかなと思っております。

それで、例えば簡単に言うと、これも例でございましてけれども、観世音寺の座禅体験をさせるとか、例えば北谷・内山の農業のほうの自然体験をさせるとか、そういうことも含めていろんなことが考えられると思うのですよね。ぜひ一回ですね、そういうことも含めて、体験プログラムを充実させていただくことによって、修学旅行等の誘致もでき、また例えば、それが終わった後、太宰府館のホールであいていけば、そこで太宰府の映像を見せながら、いろいろ学んできたことを勉強する。そこで昼食も兼ねてですね、例えばしてもらおうとか、いろんなことを組み合わせることによって、そういうプログラムも可能になると思うのですけれども、今後そういうことも、教育の場として太宰府館を使っていただくような方向に進んでもらってもいいのかなと考えますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 先ほど修学旅行の前にちょっと仕掛けということがございましたので、今、旅人の話が議員のほうからも何度か出ておりますけれども、今ですね、観光列車「旅

人」とですね、ライナーバス「旅人」がありますけれども、それとまほろば号をですね、タイプアップしてですね、何かやれないかと。それで、西鉄といろいろ協議をしております。そういうこともですね、いろいろ民の力もかりながら、我々も知恵を出しながら、一緒にやっていると。そういうことで、それがまた太宰府館への来訪者が増えるかなあと。そういう仕掛けも考えているところでございます。

それと、今修学旅行の話ですね、確かにそういう体験をいろいろ太宰府にしかできない体験を、修学旅行の方に我々が、これも観光協会とか商工会とかいろいろ調整をしながら進めないかんと思いますけれども、そういう体験の学習、修学旅行でしかできない学習というか、そういうのも考えていく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 本当に、いろんなことに取り組まれていることはわかっております。それを、やっぱり一度、私もいつも言っていますけれども、体系化していただきたいと思っております。何かいつも個別で動いてあるような形ですね。そういうところが何か一本何か筋を通して、それに実をつけていくような形でやっていただければと思う。なかなかこれは想像が難しいかもしれませんが、そういう基本計画を、早く言ったらつくってほしいということなのですが、そういうことを含めて取り組んでいただければと思いますけれども、それはまた今日はそういう話はないものですから、ここは飛ばさせていただきますけれども。

それと、先ほど物産をしているということ、館内ですね、何か販売しているということでしょうけれども、どういったものを販売してあるのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 私も太宰府館に行って初めてですね、今度、建設経済部になりました、今まで建設部で、建設経済部になりました、私のほうで観光のほうもやるようになりました、太宰府館にもしょっちゅう行くようにしておりますけれども、今ちょうど入られて右手のほうにですね、棚がございまして、そこにあるものとしては、そういう個人さんがつくったいろいろ小物といたしますか、そういうのとかシイタケも売ってございましたね。これは小石原のほうですかね、濟いません、耶馬溪町だそうです。耶馬溪町とか、そういうところですね、今何を売っている、ちょっと聞かれたらすぐ答え切りませんがそういうのをですね、もろもろ、器も売っていたかなと思いますけれども、そういうのを今、館で売って、販売させていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） それで、またご提案なのですけれども、例えばいろんな商品のブランド

化ということがございます。各地方でいろんなことを考えられて取り組みが行われておりますけれども、まだ太宰府では特に特産品等々もございませんし、やはりこれはブランド化しながら商品開発もしていくべきだと思うのですよね。そういった中で、商品化したオリジナルの太宰府のブランドに合った商品を、例えば、太宰府館で売ると。その商品は太宰府館しか売っていませんよと、そういう付加価値をつけるわけですよ。そういうことによって、その商品が有名になれば、いろんな形で人も買いに来るかもしれない。そしたら、太宰府館でしか売っていないということで、その辺、非常に貴重な商品になってくると。そういうことも考えられるわけですよ。

だから、そういうブランドづくりも非常に必要なと。ただ、太宰府には、先ほどもおっしゃいましたけれども、ブランド創造協議会ということがございます。主には、古都の光とかおもてなしとか、そういう部会で活動されてあるみたいですが、本当のブランドをですね、創設するなら、やはり今全国的にも取り組みが行われている食をですね、中心とした地域のブランド化、商品開発、これをやっぱりそこで行っていくべきだと私は思っているわけですが、そういうことは、ブランド創造協議会では行っていないのか、その辺を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 太宰府ブランド協議会につきましては、もてなし部会と古都の光部会というのがありまして、もてなし部会は主にクリーム等の情報共有とかですね、その対策、それと古都太宰府をアピールしたおもてなし意識の向上というのをやっております、そういう新たなブランドをつくるかということではございません。

ただ、太宰府らしい新たなブランドをつくるとなればですね、やっぱり行政だけではできませんので、今さっき言いましたいろんな商工会、観光協会、それとJAとかですね、そういう枠組みの太宰府観光の産業経済活性化連絡会議というのがございます。この中には、JA筑紫もですね、中に入られておりますので、そういう中でいろいろ議論をしていかないといけないだろうと思います。行政だけではできるものではございませんので、我々は後方支援に回ってもですね、そういうことは進めていかないといけないと思いますけれども、皆さんの協力がないとなかなかできないと。

ただ、今議員が言われたようなことは検討に値するのじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） まさに、今回ですね、担当課もですね、建設経済部ということになりましたので、その辺、活性化協議会等も含めて、私も前から言っておりますけれども、何かブランド協議会と活性化連絡協議会とは役割がいまいち曖昧というか、ダブっている面もあるかもしれないけれども、よくわからないところがあるものですから、その辺のすみ分けもしっか



りしていただいて、ブランドの点についてはこっちで協議するとか、その辺しっかり、また考えていただければいいとは思うのですけれども、その辺、発想を考えながらブランドのほうも力を入れていただければと思っております。

ちょっといろいろ質問したいのですけれども、またあれですけれども、はい。ちょっとほかにも言いたいことがあるのでちょっと飛ばさせていただきます。

館長の件についてお伺いしますけれども、どうしても観光課の職員といいますとなかなかいろんな、事務的なことも含めてとか雑用とかいろんなこともあると。なかなか観光だけをできる、今環境にないのかなと思っておるところでございます。

やはり、観光課の職員というのはですね、済いません、ちょっとあれですけれども、一番いいのは民間の方から館長を連れてきていただければそれが一番いいのですけれども、それができなければ、館長だけは単独で置いてほしいという願いもあります。

何で民間からという話になりますけれども、先ほども言いましたけれども、今民間の発想で町は変わるということもあります。行政の方も今しっかりされておりますけれども、やっぱり発想はどうしても民間にはかなわないところがございます。そういう意味からも、やはり時には民間の力をかりて、考えていくということも必要になってくると思えますし、なかなか地元にいれば、地元のよさというのはなかなか見えてこないというところもあるかもしれません。

特に、観光庁のほうで観光カリスマという方が全国的にいらっしゃいます。福岡にはいらっしゃいませんけれども、九州では何名かいらっしゃいます。観光庁のホームページをあけていただければ載っておりますけれども。そういう観光に特化した専門家の方から、時には評価なりアドバイス、また地域の方々が集まったときにはこういう方の話を聞いて発想を変えると。そういうことも必要かなと思っております。

その太宰府の観光が遅れているということではなくて、時には、やっぱりこんだけのお客さんが来ているわけですから、何とかして喜んで帰っていただく仕組みづくりをやってほしいと。本当は、その辺、アンケート等を毎年やられているとは思うのですけれども、満足度をはかっていただきながら、観光客の話も聞くのも当然大事なことでございます。

ですから、そういう意味でやっぱり民間の方、そういう専門家を入れて、太宰府館を運営していくというのも、私はその太宰府館がなかなかうまく運営できていないというか、もっともっと伸びてほしいという考えがあるものですから、そういうことを申し述べていますけれども、今までそういうことを考えていたことがあるのかどうか、あったら教えてください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 庁舎におきましては、今言いましたように、主管課は観光経済課でございます。主管課長は観光経済課長になります。庁内では、そのほかに都市計画とか、文化財、建設課と連携しながら、町外においても、太宰府の観光協会とか商工会、天満宮、先ほども言いましたブランド創造協議会とか産業活性化会議と連携して、今、太宰府は総合的な体制で、観光行政をやっているということでございます。

先ほど言いました西鉄とのそういう今回やります企画についても、長年、太宰府と西鉄がやってきたその信頼関係の中で、いろんな案が生まれてきております。これはもう事実でございます。

そういうことで、我々としては総合行政の中で庁舎も庁内も庁外も、そういうところも含めて一体としてやりたいと。それが、今、西鉄とかそういうもろもろのところに、旅人号が来たり、そういう企画につながってきたのではないかなというふうに思っております。

先ほどばらばらじゃないかというのが議員から話がありましたけれども、必ずその協議会の中には市の職員も入っております。その中で、今まで点であった分を、線として拾い上げてやっていきたいと。点であったものを線でずっとなぎ合わせて、こうやっていこうというのを出していきたいと考えております。

太宰府市においては、観光協会という中で動いておりますし、天満宮であれば事業部という中で動いておりますが、それと先ほどから言いますようなさまざまな協議会も活動されております。ただ、民を支援しながら、行政が先んじるのではなくて、民を支援しながら、市としては後方支援ということで、観光行政を行っていくべきじゃないかなというふうに考えておりますので、今の体制でいきたいと。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） わかりました。そしたら、今の体制でいきたいということですけども、もう一点だけちょっと提案させていただきたいのは、やはり観光に特化した仕事しかしないような職員を若い人か女性の人、1人配置していただければと思っております。というのも、観光というのはやっぱり現場主義というのが大事であって、時には観光宣伝によって各地方を回るということも大事ですし、地元商工業者、また市民の皆さん、そのほかの関係団体の皆さんともいろんな話をしていくということも、御用聞きですね、一種の、そういうことも必要ですし、観光客からいろんな話をじかに聞いて、いろんな情報収集をしていくことも一つの仕事ですし、観光政策の企画立案をやるというのも一つの仕事ですし、そういう形で、やっぱり観光に特化した職員を若手か女性の方、何で若手か女性の方かということ、やっぱり若手の方はいろんな発想がまた違いますし小回りもいいと。女性の方なら、やはり旅行が好きで観光についてはやっぱり詳しいとか、いろんな情報収集能力があるとか、そういうことも含めて、やっぱりそういう方を1人配置すれば、そういう方にある程度の観光を任せることによっていろんな情報収集、情報発信もできるんじゃないかと思うのですけれども、そういうことはできないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今まで観光交流課ということで、今度、観光経済課になりまして、商工と農政の部門が観光と一緒にひっつきまして、今までも商工と農政と観光は物品販売に行ったりとか、女性の職員が、そういうことも一緒に手がけてきた経緯がございます。今回、観

光経済課になりまして、係は違いますけれども、その中に女性もおりますし、総合行政の中に文化財課にも女性もおります。そういう方々の、若い、女性ばかりじゃなくて、若い方もおりますけれども、そういう方々の意見も総合的に聞きながらと。1人が負うのじゃなくて、みんな考えて進めるのですよというのが今の我々の考え方でございまして、一人の職員が、女性が増えたからじゃなくて、その課全体で考える、市全体で考える。文化財、都市計画、みんな巻き込んで、そういう若い人たちの意見を聞いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） まだなかなか考え方が違いがありまして、その辺は難しいところがありますけれども、私が勉強する中で、高知県が、高知県単位でございますけれども、あそこはおもてなし課というのは観光とは別にあるのですよね。そういうことで、太宰府も、これだけ観光客が来ていただくのであれば、やはり専門の課、例えばおもてなし係みたいな形で、観光課の中にそういう係をつくるとか、そういうことも私はできるのではないかなと考えておりますけれども、今後そういう検討の余地はあるのかどうか、伺います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） おもてなし係の、今どういう内容なのかはちょっと高知県のほうの内容は知りませんが、行政だけではなかなかできない部分があるのではないかなあというふうに思っております。やっぱり民の力をかりながら、そういう行政だけではなかなか、おもてなし係をつくったとしても、どういうふうな方向性で持っていくのか、ちょっとよくわかりませんが、今やっていますブランド創造協議会の中ではいろんな方がそれに携わって、そういうことをやっていこうというふうにやっていますので、そういう仕組みのほう非常に広がりやすいんじゃないかなあ。行政だけで突っ走っても、私がつくったよ、さあ皆さんついてきてくださいじゃなくて、みんなで一緒に考えましょうよというのが、本当に広がるのではないかなあというふうに思っています。

実は、私はこのごろ参道もよく歩くのですけれども、先日、ある参道の店に行きましたら、店主の奥さんから、ちょっと話をして、このごろ韓国の旅行者の方はどうですかと聞いたら、7割方帰ってきたという話をされておったのですよ。その中で、実はこのごろ来られた韓国の方が、体調が悪くなってから私の別の部屋に休ませたと、連れて行ってですね、で、休ませたと。その後、韓国の方が言われたのは、韓国で聞いておった日本の話と全然違うなあって。全然違うなあということで、その後体調が戻られて帰られたそうですけれども、その後、韓国のほうからお礼の手紙が来たという話がありました。

それを聞くと、そういうのが頻りに参道あたりであっているということは、太宰府にはそういうおもてなしの気持ちというのが根づいているのではないかなあという気もしないでもないです。そういうちょっとした話でございますが、非常に私もそのときの話を聞きまして感動しましてですね、余計な話になりましたけれども、以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そうしましたら、観光には私も強い思いがありますので、いろいろ言いたいこともございますし、いろんな、また今後提案していきたいこともありますので、今後また折を見まして一般質問等々、また直接部長のほうにお伺いしていくこともございますので、その折にはまたよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目、陶山議員、一気にいきますか。

○1番（陶山良尚議員） いや、もう終わります。

○議長（橋本 健議員） じゃあ、回答をお願いします、2件目。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 次に、2件目の売店の設置についてご回答申し上げます。

売店につきましては、庁舎地下1階に売り場面積37.4㎡で、職員の福利厚生、また市民の便益を図る目的として設置いたしておりましたが、平成26年2月14日付で経営上の問題で退店され、現在に至っております。退店の申し出を受けましてから、売店を継続すべく事業者募集の依頼を各方面に打診してまいりましたが、現在のところ引き受けがあっていない状況でございます。

今回ご質問の市民の方々も気軽に利用できる売店を新たに設置できないかについてでございますが、庁舎内に売店を設置する場合、庁舎管理上の問題や採算性の問題など、多くの課題を抱えております。また、庁舎1階玄関西側の現在自動販売機を設置しているところの検討も行っておりますけれども、その区画の全体面積が約20㎡程度と狭小であり、周囲の改造も構造上不可能であります。さらに、現在設置しております自動販売機も多く利用者があっており、売店を1階にする場合、この自動販売機の移動も考慮しなければなりません。

しかしながら、切手や収入印紙など、特に市役所で必要になる場合があるものなどの販売も行っておりましたので、市民の利便性の向上や職員の福利厚生の一助といたしまして、新たな売店のあり方につきまして内部でも検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そうしましたら、その自動販売機の、今置いてありますけれども、何か契約があるということをお聞きしたのですけれども、その契約が終われば、またひょっとしたら売店の設置も可能かなということも考えてはいるということも含めて、今後、売店の設置は前向きに考えてあるのかなということをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 自動販売機の設置は平成27年3月となっておりますけれども、まず売店を設置する場合には利用する人たちの協力が一番必要になってくると思います。売店が必要であれば、それを支える利用者、その方たちが多く売店を利用しなければ、やはりこういった限

られたスペースの中でのお店というのは潰れてまいります。今回、一番の利用者であった職員の利用が少なかったことが今回売店の閉店に至った一番の原因ではないかと思っております。これは市内の至る商店がやはり個人商店、そういったところが閉店に追い込まれている。これと同じような状況ではなかったのかなというふうに我々は思っているところでございます。

このようなことを考えますと、1階に売店を置けば、そこで商売が成り立つのかということも我々は考えていかなければならないところでございます。このことは、太宰府市の町全体を考える中でも非常に重要なことだと思っておりますので、そういうことも含めまして、売店のあり方、これをどういうあり方にしていけば営業が続けられるのか、そういったことも含めて検討していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そしたら、もう一点だけちょっと聞きたいのですけれども、私はそういう職員が使わないなら一般市民が使いやすくするような売店をつくれればいいのかと思っておりますので、それは1階につくるのは当然でございますけれども、例えば、地元の商品、JAのゆめ畑でつくっているかしわ飯とか地元のパン屋さんの商品とか、時にはそういう地域でつくられてあります農産グループがありますね、そういう野菜を置くとか、障がい者施設で生産されてある商品をつくるとか、先ほども申し上げましたけれども、ブランド化された商品をそこに置くとか、それを例えばおにぎりとか日が変わりで置くとか、そういうことをしながらやっていけば一般の方も使えるし、いろんな形で市のアピールにもつながっていくのかなということをちょっと考えております。そういう考えはいかがかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） そういった魅力ある商品を置くというのも、非常に重要なことだと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、市役所という非常に限られたスペースの中で営業していく場合に、置くスペースとか販売スペースの問題もございます。また、来客というのですか、市役所に来られる方、これもやはり買い物をというよりもやはり市役所に用事があって来られる方がほとんどでございます。そういった中で、やはり職員の利用、これが一番メインになるかなというふうには思っております。市役所は職員がたくさん利用することによりましてですね、市民の方、その方たちにも利用してもらえよう工夫も、また売店の中でできるのではないかとこのように思っておりますので、そのあたりをまず我々は検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そうしましたら、今後検討の余地があるということで考えてよろしいでしょうか。確認でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 売店の設置の検討の前に、まずどういう売店なら運営ができるのか、その辺の検討から始めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） それでは、前向きに検討していただくことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問いたします。

1件目、手話が言語として活用されるための施策について。

2006年、国連障害者権利条約によって、手話は言語であることが世界的に認められました。この世界批准に向けた国内法整備の一環として、2011年、障害者基本法の一部を改正する法律案、いわゆる改正障害者基本法が可決、成立をし、同年8月に公布されました。同改正法には、障がいのない児童や生徒とともに学べるよう、地域で学べる環境の整備や、また言語に手話を含むことが明記され、手話通訳などの確保を進めることなどが定められています。さらに、東日本大震災で、障がい者への情報伝達や支援が不十分であったことを踏まえ、国や地方自治体に防災、防犯対策を講じることを義務づけるなど、改正により、共生社会に向けて大きく前進することが期待されています。

中でも、第3条では、全て障がい者は可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと定められ、日本で初めて手話を言語として認める法律ができました。

昨年10月、鳥取県が全国初の手話言語条例を制定し、手話を言語と同じように位置づけ、普及に向けた環境整備に動き出しました。また、市町村では、北海道石狩市が、石狩市手話に関する基本条例を可決、全国的に手話言語に向けた条例制定、環境整備への機運が高まっています。

本市における手話通訳者養成事業や派遣事業について、どのように取り組んでいるのか、お

伺います。

また、手話奉仕員養成講座テキスト代などの支援ができないか、中途失聴者のための要約筆記やノートテイク養成への支援についても、あわせてご所見をお伺いいたします。

2 件目、防災対策について。

去る6月2日、九州北部の梅雨入りが発表され、不安定な気象状況の中、四国や九州でも宮崎で観測史上最大雨量となる大雨が降り、全国的に集中豪雨への警戒が強まっています。気象庁は、5年ぶりにエルニーニョ現象が発生する可能性が高いとの見通しを発表しました。今後、梅雨の長期化やゲリラ豪雨の多発化が心配されるところです。本市においても、防災減災に向け万全を期す体制で臨むべく、緊張が走る時期です。

そこで、今回は情報発信の視点から質問をさせていただきます。

市民への情報発信、情報提供のため、コミュニティ無線はなくてはならないものです。特に、災害時には命を守るための初動にかかわる大事なものです。災害時以外にもPM2.5の注意喚起など、市民にお知らせすべき内容も増えていく中、コミュニティ無線が聞こえづらい、放送内容が聞き取りにくいなど、大きな課題となっています。コミュニティ無線の整備について、今後の対応をお伺いするとともに、まずは自動音声による問い合わせ専用フリーダイヤルの設置を提案させていただきます。ご所見をお伺いいたします。

次に、情報発信のあり方について質問をさせていただきます。

避難勧告等の判断や伝達について、地域防災計画の中でどのように整備され、市民への周知はどうされるのか、お伺いいたします。

3 件目、マイナンバー制度について。

平成27年10月から個人番号の付番と通知を行う社会保障・税番号制、通称マイナンバー制度が開始されます。本制度の基本理念は、個人情報保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野において、個人番号を活用することで、行政運営の効率化並びに公正な給付と負担の確保を図り、国民の利便性を向上させるというものです。具体的なタイムスケジュールに、平成28年1月から個人番号カードを申請された方に交付することになりますが、市民の利便性がどのように向上するのか、お伺いします。

また、複数の機関にばらばらに分散した情報と個人とをひもづけし、さらに別々に管理されている国税と地方税をマイナンバーによって管理し、一人一人の正確な所得を把握することで不公平感のない対策を講じていくものですが、このことだけ見てもかなり大きな制度変更であることがわかります。本市においても、基幹系システムに影響があるものと考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

回答は件名ごとに、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1 件目の手話が言語として活用されるための施策についてご回答申し上げます。

手話につきましては、平成18年に国連総会で採択され、平成20年に発効されました障害者権利条約の条文におきまして、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語であると国際的に認知されました。

一方、国内では、平成23年に障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体に対し、障がい者の情報取得や意思疎通を図ることができるようにするため、情報提供施設の整備や意思疎通仲介者の養成、派遣等が図られるよう、必要な施策を講じることが義務づけられ、手話が音声言語と同様な言語であることを広く国民に示されております。

手話は、聴覚や言語機能に障がいをお持ちになっている方の日常生活における重要なコミュニケーションの情報取得の手段となっております。しかしながら、その社会的な認知度はまだまだ十分な状況ではなく、自由なコミュニケーションができる社会を実現するためには、手話奉仕員の養成は大変重要であると思っております。

ご質問の手話通訳者及び要約筆記者派遣事業につきましては、以前から実施しておりますが、聴覚や言語機能などの障がいで円滑な意思疎通が困難な市内在住の身体障がい者の方々が、公的機関や医療機関等において各種手続を行う際など、市に登録されております手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援を行っているところでございます。

また、手話奉仕員養成事業につきましては、障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業の必須事業として昨年度から位置づけられたところでございます。

手話奉仕員につきましては、市が実施しております手話奉仕員養成講座を修了すると、市が認定します手話奉仕員となります。また、手話通訳者は、県が認定した民間機関が実施する手話通訳者全国统一試験に合格後、県が審査し合格すると県認定の手話通訳者となります。

本市におきましては、平成26年度事業としまして太宰府市社会福祉協議会や太宰府手話の会の皆様のご協力のもと、5月から手話奉仕員養成講座を開設いたしました。

ご質問の本講座に係る経費につきましては、手話奉仕員の育成を推進していく上でも、全46回の講座に係る講師の費用等、公費で対応しておりますが、テキスト代につきましては、本講座終了後も個人で活用していただくこと等、個人のスキルアップに直接かかわるものでありますことから、個人負担とさせていただきますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

また、要約筆記につきましては、県の必須事業となりますことから、福岡県において、福岡県聴覚障害者協会を実施主体としまして要約筆記者養成講座を実施されております。市町村におきましては、任意事業として要約筆記奉仕員の養成事業を実施できることにはなっておりますけれども、現在のところ実施の考えはありませんので、あわせてご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、本市には、太宰府要約筆記の会「ちくし」というボランティアグループがございますが、市主催の講演会時などにご協力をお願いしまして、手話のわからない中途失聴者や難聴者の方々など、コミュニケーションや情報取得が困難な方の支援をいただいているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

現在、市が主催をされて、手話奉仕員養成講座というものを今されているということでございまして、約10カ月間に全46講座、非常にモチベーションの高い方たちが受けられるのじゃないかというぐらい密度の濃いものになっているのじゃないかと思っております。その中で注目すべき点が対象者でございまして、市内に在住、在勤、在学する15歳以上の方で手話に関心を持ち、講座修了後、手話奉仕員として活動する意欲のある方とあります。15歳以上でございますので、高校生、大学生、若い方たちに、本当にこの手話の奉仕員の入り口から国家資格である通訳士の免許を取られながら、就活にも役立てていただきたいと思ひますし、また共生社会に向けて、多角的に活躍できる人材を輩出できるような、そんな入り口ではないかなというふうにも感じました。

通告書にはちょっとざっくり書き過ぎまして、言葉足らずのところがあったのですが、こういった学生さんたちの学割制度とか何か若い方たちがこの手話奉仕員の講座を通じて大きく活躍できる場となればいいかなというふうに思いましたもので、この質問をさせていただきましたし、また地域の「域」と学生の「学」と書いて域学連携という言葉がありますが、ちょうど私どものこの太宰府市にも多くの大学がございまして、こういった地域と学生との連携の中でボランティア活動をやっていく、そういった流れをつくれるのじゃないかなとも思ひまして今回質問いたしました。

再質問はございません。どうか現場の障がい者の方、またボランティアの方、両方とも接着剤になりながら、ますますのご支援をお願いをいたしまして、今回1件目は終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 2件目の防災対策についてご回答申し上げます。

まず、1項目めのコミュニティ無線についてでございますが、平成18年に本市コミュニティ無線を導入して以来、災害時の緊急放送はもとより、日ごろの行政情報の発信、夕方5時の帰宅チャイム放送など、常時使用することによりまして、市民の皆様にもなじんでもらっているところでございます。また、各自治会におきましても、独自にコミュニティ無線を区民への周知などの放送機器として利用いただいております。

この中で、放送が聞こえづらい、音声聞き取りにくい、音が大きいなど、市民の方からいろんなご意見をいただいておりますが、市内全域に明瞭に放送を伝えることは困難であると思っております。また、現在、市内に子機を73基設置しており、今年度は新たに14基程度新設するところで計画を進めておりますけれども、増設で問題の全てが解消することにはなりません。

ので、非常時における市民の皆さんへのさまざまな周知方法について、今後とも他市の事例を調査研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、今回、音声がかえづらいことについての対応策として、問い合わせ用自動音声フリーダイヤルの設置をご提案いただいたところでございます。

現在、消防署におきましては、火災発生時の周知手段の一つとしてこの問い合わせ用自動音声フリーダイヤルが活用されておりまして、サイレン吹鳴時にはこのダイヤルに電話をかければそのときの火災情報などが聞けるようになっております。しかしながら、コミュニティ無線は、非常時だけではなく、地域ごとの日ごろの放送機器としての利用も行われている状況でございますので、単純に同じものとはならないと考えております。しかしながら、身近に参考事例がございますので、コミュニティ無線に応用した場合の運用面や費用面も含めて、その有効性について検討していきたいと考えております。

次に、2項目めの情報発信のあり方についてですが、避難勧告等の判断基準等を国が示した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）が本年4月に改訂され、本市の地域防災計画にも改訂内容を反映させたところでございます。

避難勧告等の判断につきましては、空振りを恐れず、早目に出すことを基本としており、判断基準を定量的かつわかりやすい指標で定め、基準に達した場合は、施設の状況や今後の気象情報を考慮し、市長が判断するものとしており、今年も梅雨時期を前に、自治会長や警察、自衛隊、消防署など約150人が参加しての災害対策本部設置運営訓練を行いながら、災害が発生した場合の動きを確認したところであります。

また、非常時における市民の皆さんへの周知方法につきましては、コミュニティ無線、サイレン吹鳴、市ホームページ、防災メールまもるくん、緊急速報メール、ツイッター、広報車の巡回、電話などにより、情報発信をするようにしております。

さらに、平常時から市政だよりや市ホームページ、ハザードマップ、自治会に出向いての防災講話などにより、防災意識の高揚やどういう状況になったらどういう情報が発信されるかということの市民への周知に努めているところであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） コミュニティ無線につきましては、定例会初日にも、議会全員協議会の折に議員の先輩方からもさまざまご意見がありました。聞こえづらい、聞きにくいということの大きな問題というのは、なかなか部長おっしゃるように解決しづらいものだと思います。民間の高いビルの上を借りたりとか、設置場所を考えたりとか、音声の質を考えたりとか、あと受信機を家で使えるような形で、そこに助成を持ってくるとか、自治体によってはさまざま取り組みをされておりますが、私が今回言いたいのは、全てを網羅できるわけではないので、何かこちらからきちんとした応答ができるようなことであれば、それを受ける職員の方も途中手をとめてそれに対応することもなく、また聞く側の市民の方もスムーズにワンストップで聞け

るのじゃないかなということを考えました。

それで、この件はぜひ検討していただきたいと思えますし、また今さまざま、まもるくんを初めメールの中にこの放送内容を発信するとか、そういったところも出てきていますので、こういったところの検討はないのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在、コミュニティ無線で災害時などに放送を流す場合、ホームページ上でどういう内容を流したのか、そういったものは今後掲載していきたいと思っております。また、太宰府市独自で発信できるまもるくんの中です、そういうものもございますので、その中に発信した内容を掲載できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ぜひご検討ください。

それから、先ほど午前中に上議員のご答弁の中でもありましたハザードマップについてお伺いをいたします。

紙媒体での伝達推進ということで、この件も伝達推進の中に入ると思います。7月に配布をされる予定ということでございますが、この改訂された内容のポイントというか、大きく変わったところをちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず1点目は、避難所の指定基準が変わりましたものですから、これに伴いまして、地震の場合、風水害の場合、それぞれの避難所が全ての公民館を指定できなくなった状況がございます。そういったものを災害の種別ごとに今回のハザードマップでは示しております。また、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですけれども、これが今年2月と6月に新たに告示をされております。そのあたりを今回の新しいハザードマップでは掲載をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） このハザードマップの件は、私も議員になってすぐに平成23年度に、レッドゾーン、イエローゾーンの避難所の件とかも含めて質問させていただきましたし、また原田議員のほうからもご指摘があったような質問もありました。

また、このハザードマップの土砂災害を中心にしたハザードマップの内容だと思うのですが、今回、今部長がおっしゃいました地震では、地震の場合は公民館、それから災害、通常の災害等では恐らく民間と提携をされているようなところが避難所になってくる、または小学校、中学校とかの学校、施設が避難所になってくる。そういった形になると思うのですが、近くの公民館で今まで考えていた市民の皆さんが、すごい距離感のある場所に今度は移らないといけないという、その時間的な流れの中での避難勧告の仕方だとか、また避難準備の段階でのお知らせの仕方だとか、そういったことは、今回改訂になりましたこの避難勧告の中でもき

ちんと避難勧告をする基準というものは細かく国のほうからも定められておりますが、この件についてそのまま、国のガイドラインのままやっぺいこうということで考えていらっしやるのか、それも含めてお願いをいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、避難所でございますけれども、やはり地域の方々にとりましては公民館、これが一時的な施設になろうかと思ひます。今回の改正によりまして、新耐震基準、昭和56年以前の建物につきましては地震のときは避難所として指定はできないでございますとか、あとレッドゾーン、イエローゾーンの公民館が指定されないというような状況になりました。このため、太宰府市といたしましては、一時待機施設として全ての公民館を指定をいたしまして、まずそこに集まっていただいて、そこからほかの一時避難所、そういったところに誘導するというようなことで考えております。

次に、判断基準でございますけれども、国の示してあります基準、これは定量的なものでございまして、太宰府市の場合、水害の場合、御笠川の水位、また土砂災害の場合は県が発表いたします土壌雨量指数基準、これが基本となるわけでございますけれども、これでいきますと、非常に去年の雨でもかなりの回数の避難勧告でありますとか避難準備情報ということになります。これにつきましては、やはり太宰府市独自でも判断する必要がございますので、これまでの経験でございますとか、また今後の雨の予想、そういったものを総合的に考えまして、最終的に市長が判断をして避難準備情報であるとか避難勧告、そういったものを出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 政府が災害時の避難勧告のあり方を9年ぶりに見直したということは非常に大事なことでございます、このきっかけというのが昨年伊豆大島で起こった台風による災害でございました。36名でしたか、多くの死者が出たために、今回のこの教訓としてガイドラインの見直しが行われたというふう聞いております。

このガイドラインには、まず、部長がさっきおっしゃいましたように、避難勧告は空振りを恐れず早目に出すということが前提として明記をされております。この空振りを恐れずというところは非常に難しいところでございます、きっとここが非常に判断に迷うところだと思っております。ましてや、公民館ではなくて、ちょっと離れたところの学校であるとか民間の施設となると、なおさら敷居が高くなるようなこともございまして、また市民の人たちもなじみがないものだからですね、そこら辺の市民と行政が考えている避難所のあり方というものがどうコンセンサスがとれているのかというところは非常に大事になってくるかと思ひます。それがあって初めて、空振りを恐れずというようなことができるかなというふうにも思ひますので、その辺、一、二年の間にこのガイドラインの中で市として独自でつくり上げていくようなこともうたわれておりますので、しっかりとその辺はお願いをしたいと思ひます。

今回ですね、避難勧告の基準が随分と細かくというか、わかりやすく決めてあります。例えばですね、最終的には市長の判断になるというのはわかるのですが、避難準備の段階で太宰府の土地柄、地形柄、盆地の山辺に張りついた住宅というか、本当のレッドゾーンのところには避難準備の段階で早目にお声をかけていくというようなことは今までもあったと思いますが、そのお声をかけることの基準がきちんと決まりましたからということで、市民の方も公助に任せずに自主的に避難をするという意識をつけていくことが必要だと思うのです。それがあって初めて、この自助、公助が生きてくるんじゃないかと思うのです。だから、その辺をよく話し合っていたいただきたいと思っています。

それと、避難が必要な状況が大島の場合は夜中だったり朝方だったりしたわけですね。夜間や早朝となる場合に、避難準備情報を発令すると、政府のマニュアルには書いてあるのですが、本市の場合、土砂災害の警戒地域は避難場所が遠いわけで、また民間の場所、例えば三条台でしたらあそこは双葉老人ホームになると思うのですが、双葉老人ホームになかなか余り行ったことがないとか、なじみがない。敷居が高い状況もあります。それで、大きな台風が直撃することがわかっている場合であるとか、夜間や早朝に危険度が増す場合はですね、おむねそういうことがわかっている場合は市があらかじめ避難所を早目に開設しておく。そして、そこに自主性だとか、避難をしてくださいというような避難の伝達のあり方をそこでもう一回つくり上げていく、そういったことも必要だと思うのですが、早朝とか夜間に対する対応として、早目に、半日前だとか、1日前だとかに避難所は開設しておきますので、少しでも不安だと思えば避難をしてください。そういうことは考えができませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回、先ほど議員さんも言われましたように、空振りを恐れずに早目に出しましょうというのが今回の一番大きなポイントではないかと思っております。今回、このように変わらして初めてのことになりますので、我々もかなり緊張してといたしますか、出さなければならない情報、避難準備情報でありますとか避難勧告、そういったものは出していききたいというふうには考えております。そういう中で、今回は指定、避難所としてですね、全ての公民館が指定ができなかったということもございますので、そういった早目の他の公共施設とか、そういったところにつきましては早目の開設の準備、そういったものもあわせて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ぜひ、市独自のマニュアルの中で、よく、特に土砂災害のレッドゾーン、イエローゾーンの多発する地域の自治会等はしっかりと避難の、せつかく要援護者名簿だとかいろんな形は今そろってきておりますが、そこをどう動かしていくかというところが大事になってくるかと思いますが、今回はそこまでの通告はしておりませんので、この辺で質問は終わっておきますけれども、ぜひ、この勧告、避難勧告であるとか避難準備であるとか、何を

基準として、目に見えるものがある程度わかって、そこで基準ができましたということをもまず自治会または市民に伝えていくことが必要だと思いますので、この通知であるとかこのコンセンサスはしっかりととっていただきたいと思いますが、これは早急にやっていただけるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在も、防災講話でありますとか避難経路の確認、こういったものは自治会と一緒に取り組んでいるところでございます。こういったところを通しまして、そういった避難の情報、そういったものをこういった形で出されるのですよというようなお話もその中であわせてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） お願いいたします。

2件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目、回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 3件目のマイナンバー制についてご回答いたします。

まず、1項目めの制度開始に向けてのタイムスケジュール及び本市の対応についてですが、平成25年5月31日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を初めとするマイナンバー関連4法が公布され、現在、国において政省令等の整備やシステム構築が行われております。

市民の皆様には、平成27年10月からマイナンバー、個人番号を通知いたしまして、平成28年1月から個人番号カードの発行が開始され、それにあわせ、社会保障、税、災害対策の行政手続で使用が開始される予定でございます。なお、この行政手続は、年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限られております。

本市といたしましても、国のスケジュールにあわせ、住民基本台帳システムや地方税システムなどの改修を進め、マイナンバーの通知なども遅滞なく行えるよう準備を進めているところであります。

次に、2項目めの市民の利便性向上についてですが、制度導入により、各種申請、申告時に添付する必要がある所得証明書等の行政機関が発行する書類を省略することができるようになり、証明書等を取得する手間が軽減されるものと考えております。

また、平成29年1月に運用開始予定のマイ・ポータルを利用していただければ、行政機関が保有するご自分に関する情報や行政機関からのお知らせ情報などをご自宅や公共機関が設置するパソコン等からも確認できるようになり、確定申告の準備などにご活用いただけるものと考えております。さらに、国において利用拡大の検討もなされており、今後も国の動向を注視し

ながら、総合窓口での活用など、さらなる利便性の向上を進めていくと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） まず、マイナンバー制度について懸念される案件2件をお伺いをいたしたいと思います。

まず1件目ですが、マイナンバーの導入によってシステムの改修、新たなシステムの構築等、これが全国一斉に来年度から始まる予定になっております。IT技術者が、専門家というか、IT技術者の確保が非常に難しくなるのではないのかという懸念もございませう。この点につきまして、業者との委託契約であるとか入札であるとか、その辺はどういうふうに考えてあるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このマイナンバー制の導入につきましては、国策とも言えるもので、国が主体的に進めております。このため、国のほうでも早い段階から市町村に住基システムなどを納めているベンダー業界とも協議、連絡、調整などを行っているというふうに聞いております。このため、業界各社も、国が示しているスケジュールに合わせて社内で準備を進めているようございませう。

また、このことにつきましては、特定の自治体の問題ではなく、全国的なレベルの問題と捉えておりますので、当市といたしましても、国から提示されたスケジュールどおりに事務が遂行できますように、契約ベンダーと綿密な情報交換を行いながら進めているところでございませう。

現在、太宰府市におきましても、既に契約をしておりますコンピューター会社、そことの打ち合わせを進めておる状況でございませう。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） わかりました。特定労働者派遣制度が廃止される方向で、ますますSEの不足が考えられるということで、全国的に一斉に行われる事業であるからこそ、各自治体は一生懸命になっているわけございませうので、その辺は余り楽観視ができることじゃないのかなというふうにも個人的には思っている次第でございませう。

それから2点目につきまして、今後の予算についてお伺いをいたしますけれども、導入に伴うシステム及びネットワーク構築、改修、これらの経費については、もともとさっきおっしゃいましたように国からの補助金が10分の10で考えられておったわけですが、今般、1次配分では大幅に削減をされたということございませうが、この点について、国と市の見積もりの乖離がどのくらいあるのかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このマイナンバー制度導入に伴います地方自治体のシステム改修に伴う費用に関しましては、これまで全国市長会、そういったところを通じまして、これを国のほう

で財源措置をすることを強く要望してきておるところでございます。このため、原則として、国で財源措置をされるものというふうには考えております。

また、今回、このシステム導入に伴います費用を6月補正で計上させていただいております。これにつきましては、現在国が示しております基準で出しております。若干、業者との見積もりの中でどうなのかなというところはございますけれども、市といたしましては、極力この範囲の中でシステムの導入をしていきたいというふうには考えております。

まだ、国のほうといたしましても、こういった形でこの補助金を算定するのか、その辺がはっきりしておりませんので、その辺がまたはっきりした段階で再度検討は行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 5月15日にも、全国知事会も要望書を出されたりとか、今国の動向を見ながら、各自治体緊張しながらこの分を見ていると思うのですが、大体乖離が幾らぐらいあるかというのは、まだ今わからない状況ですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まだ、はっきりとした数字は今のところわかりません。このため、今国の試算の中で予算要求をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） この制度については、本当に大変な作業になってきまして、全国一斉に始動させるわけですから、そこまでがゴールということで、それまでにやらなければいけないことがたくさんあるわけです。ですから、全体計画をまず平成29年まで、こういった全体計画があって、各関係所管がどこになるのか、どんな事務が当てはまるのか、そこにどんな課題があって、どんな改修が必要なのか、どんな予算が必要なのか、そういったものを一括してプロジェクトチームをつくる、検討委員会といいますか、そういったものを主管となる課が必要になってくると私は思うのですが、この件についてはいつおつくりになるおつもりでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、このマイナンバー制度につきましては、全庁的な問題であるということから、昨年までは経営企画課が中心となりまして、職員全体の研修会、そういったものを開催してまいりました。いよいよ本格導入に向けまして動きが出てくることとなりますので、庁内でもそういった推進体制が必要かと思っております。これにつきましては、6月に総合窓口のサービス向上プロジェクトチームを立ち上げるようにしてございまして、窓口関係の業務をそこで整理をするようにしてございます。その中でも、十分に検討をしていければというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） こちよっとわからないのですが、総合窓口というのは、普通、車で例えたらこのマイナンバー制度に乗せていく段階にあって、さっきおっしゃったマイ・ポータルだとか、国が定められた車でいえば標準装備というか、そういったものの中に入るわけですよ。ただ、総合窓口とかワンストップ窓口というのは、そこにカスタマイズされたもの、そういうところではないのかと思うのですが、マイナンバー制度の流れの中でつくっていかうと思うときに、ぼんと窓口、総合窓口の案内の課をつくって、そこがするということはちよっとよくわからないのですが、もう少し説明をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この総合窓口プロジェクトチームにつきましては、どこか一つの窓口で全てを行うということではなくて、今、庁舎内1階でいろんな市民課の窓口でありますとか税の窓口、また福祉の窓口、そういったいろんな窓口がございます。こういったものを統括しまして、市民の利便性を図るということで、今回市民福祉部という形でそういう窓口の課を取りまとめをしております。そういった中で、利便性を図るための総合窓口のあり方を考えていくというプロジェクトチームです。その中で、このマイナンバー制度につきましても、あわせてどのような形で使っていくのか、その辺が検討できるものと思っております。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 実施計画書であるとか、予算説明書の中にですね、ワンストップ窓口、ワンストップのサービスの実現などに向けシステム的な検討をする。こういったことで、最終的にはワンストップ化を目指してあるというようなことでございますよね。その前段としての窓口業務の課ということになりますね。恐らくですね、このマイナンバー制度のプロジェクトとはちよっと違うと思うのですね。マイナンバー制度でやらないといけないことが、まず今年中にやらないといけないことは、条例改正だとか条例制定のところもしないといけない。法整備の部分ですね。それと、セキュリティーの問題、ここは国の評価基準に達しなければ次の段階に自治体は進めないわけですよ。ですから、各所管がどういうことが必要なのかとか、またこういった洗い出しをしていかないと、予告してさせていかないと、窓口業務が今進めているからそこが中心になるというのはちよっと違うと思うのですが、ご意見をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このマイナンバー制度で一番危惧されているのは、個人情報の保護、そのあたりだというふうには思っております。当然この個人情報保護を担当しております現在文書情報課ですけれども、そちらも一緒になってこのプロジェクトチームは進めていくように予定しております。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 内閣府のホームページにですね、このようにありました。制度導入の

ための各作業には、情報システムの改修であるとか特定情報保護評価の実施、番号利用提供条例の制定、個人情報保護条例の改正等、関係所管を総括して番号制度の主管課を定めることが望ましいとありました。そして、主管課の役割としては、国から提供される番号制度導入に関する情報の連絡窓口にとどまらず、主体的に作業スケジュールを関係課に提示をして、その進捗状況の管理を行う必要があると。さらには、各課から上がってくる予算の見積もりをこの主管課がやるのが適当ではないかと。こういったふうに、ホームページにはございました。

それで、今回の予算の部分だけ見ても、平成26年度分として予算計上してシステムの改修が必要なところは、住基システム、税務システム、団体内統合宛名システム、それから社会保障関係システム、ここは必ずやっておかないといけないとかというプロセスをきちんと国は指定をしてくれているわけですね。そこに法整備だとかさまざまな分野でかかわるときに、ここだけのマイナンバー制度としての検討委員会をやっぱり立ち上げていくべきだと私は思っております。ご意見をもう一度お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このマイナンバー制度に対します国等の窓口、これは経営企画課ということで定めております。また、先ほど言いました窓口サービスのプロジェクトチーム、これにつきましても経営企画課を事務局としております。ですから、全てを掌握するという意味で、やはり経営企画課が中心となりましてこのマイナンバー制度、これにつきましても進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番小畠真由美議員。

○5番（小畠真由美議員） わかりました。もう一回ご検討いただきたいかなと思っております。

それからですね、先ほども少し申しましたが、一番大事なのは利便性とか効率化、その土台になるのがセキュリティーでございます。このセキュリティーに関しては、今年度中に個人情報保護評価情報セキュリティーのあり方の見直しであるとか計画書の策定、開発、テストまで繰り返して行って、それから国の評価をいただいて、次のステップに進むという、こういった流れがあると思いますが、この点に関してはどこが中心になって進めてあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほど言いましたように、このマイナンバー制度の窓口は経営企画課でございますけれども、今言われましたような部分、これにつきましては、文書情報課、個人情報保護、そういったところを担当しております文書情報課、そういったところが中心になって進めていくものと思っております。

○議長（橋本 健議員） 5番小畠真由美議員。

○5番（小畠真由美議員） ぜひ、大事な部分での情報、ストーカー殺人があったときにも、人的な漏えいから残酷な事件へと発展した例もございますので、この情報というところではシステムのことだけではないわけですね。国が言っている基準というのも。それで、例えば元職員、再任の方も多くいるのですが、システムを扱う権限をどこまで持たせるだとか、こういったと

ころ、人的なところでの研修をどうするだとか、そういうことまでも含めて情報のセキュリティーに入ってくるわけでございまして、ここがシステムがやっているからというようなことでは少し違うと思うのですね。

ですから、統括的な、総合的なことで全体的な計画を立てていくような、言うなれば副市長でも、実務のトップでございまして、統括官になってしていただくぐらいの大きな今回の制度だと思っております。そこに、市民の利便性よりも、さらに職員の効率化のほうが非常にウエートとしては高いと思っているのですね。これができ上がれば非常に市役所内の効率化が大きく図られると思いますし。ですから、今が正念場といいますか、今が本当に大事な立ち上がりごときでございまして、そういった全庁的な取り組みをしっかりとしないと、まず市民が心配するのはセキュリティーだと思っておりますので、この辺の組み込み方をやっぱりつくり込まないといけません。私はそういうふうに思っておりますので、その辺の人的なセキュリティーの問題についてはどう対応されていくのか、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 誰でもが自由に閲覧できるということには、当然ならないわけですから、そういったアクセスの制限でありますとか、そういったところを職員個々にですね、そういう制限を設けていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） わかりました。

どうぞ、副市長。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今、小島議員さんが言われるように、これは本当に全庁的な大きなシステムの変更だと思っております。これをなし遂げた後にはですね、非常に申告関係の税の公平性あるいは事務の効率化が図れると思っております。そのためには、しっかりした制度をつくらなければいけないというふうに思っておりますので、そのセキュリティーの責任者が副市長になっておりまして、私が最高の責任者となっております。

今、行政経営のほうで統括的に総務部長を中心にやるということで、情報はいつも私のほうに上げていただいて決裁をしております。それで、その窓口の関係も、私と市長のほうから指示をしまして、ワンストップサービス、将来についてそういうこともやっというふうなことで、ちょうど事務的なものに重なりますので、一つのプロジェクトですが部会は2つあるというふうに考えていただいて結構だと思いますし、ある程度統合をする部分もございまして、その辺は間違いのないような形で私もかかっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） では、ぜひ関係所管との調整会議、ここだけはしっかりと月に何回す

るとかというものをきちんと定められながら、条例改正とか条例制定がこれから入ってくると
思います。それから、今おっしゃいましたように、窓口のワンストップ化、総合案内というの
ですかね、そういったところまで目指してあるなら、コンビニでの交付であるとか、これもカ
スタマイズの部分に、市独自の部分になってくるかと思いますが、ぜひここまでお願いをした
いと思っております。

それから、実際に始まりますときは、国の委託した機構からマイナンバーの通知が行くわけ
ですね。そして、それは住民票に行くわけですね。住民票に行ったときに、今度は申請を市民
が機構に直接して、受け取るのは市の窓口でカードを受け取るという形になると思います。こ
のときに、住基カードが10年の有効期間です。それから、今度のマイナンバーのカードが20歳
以上が10年で、20歳未満が5年だったと思うのですが、その共存する部分が出てくると思うの
ですが、この部分はどういうふうになってくるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） ただいまの議員ご指摘のとおり、現在の住基カードはですね、有効
期限が10年となっております。平成28年1月に、マイナンバー制度が開始されますけれども、
既に発行しております住基カードにつきましては、そのまま有効期限が切れるまでご利用がで
きるようになっております。ただし、有効期限前にですね、マイナンバーカードの交付を受け
た方につきましては、発行済みの住基カードの効力は消滅するというようになっております。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。いずれにしても、制度が実際に始まりまし
たら、一番ポイントとなるのがカードの交付だと思います。それで、窓口業務の本当に交付ま
での流れというものをきちっとつくっておく必要もあると思いますけれども、そういった意味
でも、全庁的な取り組みが必要ではないかと思うことと、それからカード自体、今国民健康保
険がカード化になっただけでも、私も随分問い合わせがお年寄りからあつたりもするのですけ
れども、そのカードというものが、非常に、写真も印刷されますし、顔写真が印刷されますし、
非常に自分の情報が全てそのカードに入っているのじゃなかろうかとか、市役所が全部一元化
して自分の情報を持っているのじゃなかろうかとか、さまざまな誤解を受けやすいような制度
でも、今回あると思うのです。

それで、この広報ということは、国ももちろんすると思うのですが、しっかりとこの広報
も、ある時期になりましたら、来年ぐらいの時期になりましたらしっかりこの広報の作業のつ
くり込み方もお願いをしたいというふうに思っています。

それで、これは質問ではないのですが、例えばですね、さっき申しましたように、機構が発
行をして、発行するわけですから、DVであるとかで現住所を秘匿してある方も多くいらっ
しゃると思います。でも、お子さんの件だとか保険の件だとかで市役所の中ではある程度把握を
しているという状況があつたりして、じゃあ市がどういうふうに今度は独自にその方に通知を
していくのかとか、どう漏れないように、情報が漏れないようにそこに送っていくのか、これ

は恐らく市の役目になるのかもわからないのですが、そういったふうに難しいことがたくさん入ってくるかと思えますので、地方自治体というのはおおむね国の政策に振り回されることも多々あると思えます。住基カードが15年前に始まりましたけれども、普及率が3%ぐらいでございまして、その前がマル優の関係で、頓挫したグリーンカードというのもございました。ただし、今回のこのマイナンバー制度のカードというのは、全然質の違うものでございまして、今回のこのマイナンバーの制度について、今回、私もどこを見ても全然実施計画に乗ってきていないので、ぜひこのマイナンバー制度というものをもっときちんと前に出して、手戻りのないような、そういった取り組みをお願いしたいと思います。

そういうことをしっかりとお願いをして、一般質問終了をさせていただきます。以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告しております生活困窮者自立支援法への対応について質問いたします。

生活困窮と一言で述べても、一人一人の生活背景を見るとさまざまな要因があると考えます。年齢構成だったり、家族、家庭の環境、障がいの有無等で、何が原因でその方が生活困窮という状況に陥っているのか、そしてどうすれば生活困窮からの生活の再建をなし遂げていくのかが、今後の行政の役割としても求められていると思えます。

平成25年12月6日、国会において、生活困窮者自立支援法が成立しました。平成27年4月1日から施行されますが、福祉事務所のある自治体では総合的な相談窓口の設置と失業で住居を失った人に原則3カ月の家賃を補助する制度の整備が義務化をされます。太宰府市においてはどのように進めていかれるのか、考え、見解を伺います。

あわせて、同法施行に伴いまして、社会福祉協議会を初め地域との連携した対応も必要になってくると考えますが、見解を伺います。

再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 生活困窮者自立支援法への対応についてご回答いたします。

生活保護世帯の増加は、就労等による収入の道が期待できない高齢者世帯の増加が大きな要因となっておりますけれども、また一方では、リーマン・ショック以降の急激な雇用悪化に伴

い、稼働年齢層を含む世帯の割合が大きく増加していることも指摘されておりまして、このことは本市におきましても例外ではございません。

また、保護受給世帯のうち、約4分の1の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果からも、貧困の連鎖が生じていることも事実でございます。

このような状況下、今回、平成27年度から生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、早期に自立支援の強化を図るため、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うための措置を講ずることを主な目的としまして、本法が施行されます。

全国の福祉事務所来訪者のうち、生活保護に至らない方々は、高齢者等も含め年間約40万人と言われております。全国的に非正規雇用者やニートと呼ばれる人々も増加しておりまして、本市におきます生活保護相談の中には、借金問題や家族のひきこもり、就労、あるいは家族の介護、DVなど、さまざまな内容の相談をお受けしております。

このように、個々人が抱える問題は多岐にわたっており、対応する市といたしましても、相談内容を十分に把握いたしまして、借金に關することであれば日本司法支援センター、法テラスへ、就労に關することであればハローワークへ、あるいは家計相談であれば社会福祉協議会へと専門機関に情報提供等を行いながらつないでいるところでございますけれども、その反対に、これらの関係機関からの紹介により本市で相談をお受けすることも多々ある状況でございます。さらに、行政内部の問題に対しましては、関係する課との連携により、スムーズな引き継ぎに努めているところでございます。

また、家賃補助の制度につきましては、リーマン・ショック後の雇用情勢悪化を受け、国の緊急対策としまして、平成21年10月から、仕事や住まいを失った人に家賃を補助する住宅手当制度が開始されておりまして、今年度も住宅支援給付事業として実施しているところでございます。来年4月からは、住宅確保給付金として恒久的な制度により実施されますことから、この制度にのっとり継続して実施してまいります。

以上のとおり、生活に困窮してある方々の抱える問題はさまざまでございますけれども、本法の施行に当たりましては、各部署の積極的な、横断的な体制の構築を見据えた上で、全庁的に実施体制を検討してまいりたいと考えております。また、社会福祉協議会や地域で活動していただいております民生委員、児童委員、福祉委員等の関係機関も含めた連携体制もさらに深めることができるよう、専門的な支援員による情報提供やサービスの拠点となるワンストップ型の相談窓口設置等も視野に入れ、体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） この生活困窮者自立支援法というのは、これは滋賀県の弁護士の方の言葉でありますけれども、理想的に運用されれば第2のセーフティーネットとして期待できるけれども、一歩運用を間違えれば生活困窮者の首を一層絞めかねるようなものになる可能性もある。そうならないようにするために、行政が連携をして相談の質を高めていく必要があるとい

うような新聞のインタビュー記事が紹介されております。

私も、この生活困窮者自立支援法につきましては、5月14、15日と神戸の国際会議場でありました自治体問題研究所の研修がありまして、そちらに参加をしまして、先進的な取り組みで有名な滋賀県の野洲市という自治体がありますけれども、この野洲市でこういった相談窓口を担当しておられる職員の方のお話も伺ってきました。

そういった中での再質問とあわせてですね、幾つか今のご答弁に関しても伺いたいと思うのですけれども、今社協との連携等、いろいろ生活保護の相談だったり貸付事業だったりとか、私もいろいろそういったところに、過去生活保護の相談窓口や福祉事務所のほうに伺って同行したこともありますけれども、具体的にですね、この法が施行されるに当たっての社協との連携の強化、今と同じ、今でも当然連携はとられた上で対応はされているとは思いますが、何か別途新しいものをきちんとさらに強化をしていくお考えがあるのか、それとも現状のまま進めていこうというような形で考えておられるのかが1点と。

それと、今部長から言われました、例えば借金の相談があれば法テラスへ、就労の相談だったらハローワークへ、家計の調査は社協へとか、そういったところへの紹介を行っている、現状がですね。その上で、逆にハローワークや、あるいはそういったところからこちらに、地域から相談が市のほうに寄せられるというような答弁もありましたけれども、その紹介を行う、現状は今紹介を行ってそういった部分、法テラスなりハローワークなりに紹介を行われてですよ、その方の相談をしてこられたことが解決をしたという事例まできちんと追跡を今されているのかどうか、その点、もう少し答弁を補足ください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、相談体制でございますけれども、これは先週の渡邊議員のご質問にも関係がしてくると思うのですけれども、そういったネットワークですね、そういったものを構築をしなくてはいけないというふうに考えているのですけれども、まだこの制度が全国的に見ましてどういうふうな組織といいますか、横断的な組織でやっっていこうかというのがですね、全国的にも手探りな状況でございます。

近隣市町も同じ状況でございます、本市におきましても、今後どうしていくかというのをですね、考えているという状況が事実でございます。ただ、社協さんとはですね、これまでも連携をとりながらやっていますし、紹介というふうに、言葉ではですね、言いますが、そこの中には十分にお話を聞いたりですね、市民の方の立場になってお話を聞くとか、そしてそういう機関のほうにつなぐということですね、簡単にそこに行ってくださいということには決してしておりませんので、その辺をご理解いただきたいということでございます。

それと、そういういろんな機関につないで、生活の困窮から脱却された方ということもですね、事実にはございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それとあわせて、その地域との部分で、今述べました滋賀県の野洲市が行っているのが、不動産会社との連携ということで、まず家賃の滞納というところから生活苦、何か家賃を滞納しておられる方が生活を困窮しておられることがあるのではないかとということで、まず電気やガスを払わずに、電気やガスというのはライフラインにかかわるものから一番最後にとめられるということで、まず家賃の滞納のところでは何かその人の生活困窮という実態があるのではないかとということ、不動産会社にもきちんと連携をしてですね、対応ができないかというような、そういった取り組みもしているのですけれども、今後、この家賃補助制度の部分も引き続き継続をしていくというような答弁がありましたけれども、太宰府市でも、これは今後というか、法の施行を待たずにでも整備をしていくことは可能ではないかというふうに思うのですけれども、その地域の不動産屋さんとのですね、連携、対応等について必要があるのではないかと思います、ご見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 現状では、不動産会社とのそういった調査を行っておりませんが、窓口には相談に来られた中でですね、そういうふうな給付金の事業を行っております。生活困窮者の把握といいますか、なんですけれども、議員が言われるように、電気、水道とかですね、そういったものの滞納というか、お支払いができない方とか、税の滞納の方とか、例えば市民税非課税の世帯とかですね、いろんな想定をですね、しながらこの事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それで、先週ですね、私のところにも国保の税額の通知と市県民税の通知が来ましたし、これからいろいろそういう部分では、これは税のそういった相談等も多くなるのかなというような認識もいたしますけれども、例えば冒頭壇上で述べましたけれども、そういった税以外にもいろいろ太宰府市でも公共料金の滞納というのは何も今、済いません、機構改革で、市民福祉部長でしたよね、健康福祉部長じゃないですよ。済いません、まだちょっと覚え切ってなくて、市民福祉部長とだけ議論しておりますけれども、当然市民福祉部長のところでもかかわりがあります、例えば保育料だったりとかありますし、松本部長のところでは水道料金だったりとか、そういった各部各部でいろいろまたいでいるといいますかね、そういった公共料金の滞納が市民の方、生活困窮されている方、一人一人いろんな部がまたいで発生する、あるいは複数にわたって発生するというような、そういうふうなことも十分に想定できるわけですが、こういったとき、そういった督促状の送付というのは、もうそれぞれの、例えば給食費だったら教育委員会とか、福祉のそういうふうな保育料だったらその担当課から送るとか、それともどういうふうな形で今対応されているのか。そこのところをお聞かせください。それぞれの課でやっているのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、生活保護の世帯の方につきましてはですね、そういうふうな



生活状況ということが福祉課のほうに参りますんで、福祉課のほうで対応しているということもございますけれども、そうですね、いろんな税とか保育料とか給食費とかありますけれども、それにつきましては現在そこそこの所管課でですね、事務をやっているというのが現状でございます。

それと、先ほどの家賃補助のところですね、私、不動産会社との連携について、ありませんというふうに答えましたけれども、不動産会社のほうからですね、そういうご相談があって、不動産会社のほうに代理ですね、その家賃を納付するというふうなことはあっております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今現状は、部長の答弁、督促といいますか、滞納のそういった部分のお知らせは答弁いただいた限りではそれぞれの各課のところ、生活保護以外の方の困窮者の方のところについてはそれぞれのところに対応しているというふうな答弁として認識をしますが、冒頭の1答目の答弁で言われましたその各部署横断というようなことがですね、今後施行されます生活困窮者自立支援法ではますます必要性が求められてくるのではないかなというふうに私は認識をいたしますし、何度も紹介しておりますが、野洲市の中では、一つの課、例えば教育委員会なり福祉の課なり、一つの課がそういった督促あるいは滞納等の対応をするときには、まず内部でほかの課にもこの人はもしかしたらそういったものを、公共料金の滞納等を抱えているのではないか、税金の滞納等を抱えているのではないかということを確認をした上で、その生活困窮に当たられる方への生活再建に取り組んでいるというような、そういった話も聞いてまいりました。

私は、各部署横断ということでしたら、今後はそういった取り組みがますます必要になってくるのではないかなというふうに思いますが、先ほど小島議員の、これは前の質問の中で総務部長のほうから総合窓口プロジェクトというような言葉もあっておりましたが、直接は関係ないのかもしれませんが、やはりそういった各部署横断ということで、福祉のところだけで担うのではなくてですね、庁舎一丸となって、これはこういった生活困窮者自立支援法への対応、生活再建に向けた手助け等を実施をしていく、私は必要があると思っておりますけれども、これはもし福祉部長で答えが難しいということでしたら、庁舎全体のことでありますから、総務部長あるいは副市長から見解をお聞きしたいのですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 答弁でもお答えしましたけれども、今回の事業につきましては、横断的ですね、やっていく必要があるというように認識をしております。先ほど総務部長が言いました総合窓口拡大検討委員会ですか、そこについては、これまで市民部局といいますか、福祉系についてはできていないところもありますので、その部分も含めてですね、ワンストップといいますか、そういうふうな福祉の総合窓口も目指しながらですね、検討していこうというふうにしております。

今回の事業につきましては、先ほども言いましたけれども、新規の事業でございます。福祉課保護係でございますね、担うということもありますし、横断的だから全庁的に組織をつくってですね、実施をしようというところもございます。現状では、どうするというのははっきりお答えできませんけれども、そういった議員がおっしゃるような視点を含めてですね、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） ぜひそういった形での検討をですね、進めていただきたいということは、これは要望しておきたいと思えますし、この法律が施行されますのが来年4月1日ということで、もう具体的にはいろいろ準備に向けて入っていかないといけないのじゃないかなというように気も私はするのですけれども、その点の具体的などという、今言われたような方向性が見えてくるというのは、いつごろまでには方向性を出したいというようなことを今タイムスケジュール的な部分をですね、もう少し詳しく示していただきたいというふうに思いますが、何月ごろにはある程度、議会の全協なりにもですね、そういった部分を報告できますよというような見通し等を持っておられれば結構でございます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今の段階でございますね、そういう具体的なスケジュールを申し上げることはできませんけれども、先ほど言いましたように、国のほうでもですね、各地方公共団体が今現状はどうなっているのかというのをですね、常に報告といいますか、調査がっております。その中でも、全国的に見ましても、この各事業につきましてもですね、必須事業と任意事業とがありますけれども、その実施未定というのはですね、おおむね5割程度というふうになっています。

そういう状況もございますので、本市におきましては、早急にですね、組織の体制も含めて検討をしていかななくてはいけないということを考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） もうこれは重ね重ねになりますけれども、ぜひともですね、本当に市民の方の一人の生活の再建という大変な重要な役割をこれから行政も担っていかねばならないということでもありますので、そういった部分で本当に各部署横断、全庁的な取り組み対応、そして窓口、相談窓口等ですね、設置、運用等がきちんとされますような、そういった制度としての運用がされますことをですね、重ねて要望いたしまして、今回の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、2番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しております4件について質問させていただきます。

まず初めに、太宰府市高齢者支援計画の中から、要支援の方が利用される訪問介護、通所介護の今後のあり方と特別養護老人ホームの現状とその必要性について伺います。

今国会では、医療・介護総合法案が審議されており、一定所得者の利用料の引き上げや訪問介護、通所介護を給付対象から外し、市町村が実施する事業に移行させるなど、給付削減、利用者の負担増を図る内容となっています。太宰府市において策定されているこの支援計画の現状分析では、現在利用している在宅介護サービスは訪問介護では要支援の方が18%、要介護の方で11%、通所介護においては要支援の方が26%、要介護の方が47%となっています。

このことから、訪問介護は要支援者の利用が多く、通所介護は要介護者が多いことがわかります。利用者の多い通所訪問、デイサービス、それから訪問介護のホームヘルパーとも、介護給付の対象である者が対象外となり、現在の事業者に加え、支える者としてNPO法人や住民ボランティアにも拡大されます。市内にそのような事業者があるのか、また支える側として機能できるのか、伺います。

そして、このサービスが介護給付から外される動きに対しての対応について伺います。

現在、低年金の方が要介護状態になったときに、最後まで利用ができる特別養護老人ホームについてですが、太宰府市内には、現在、同朋園とサンケア太宰府の2カ所があります。現在のホームの利用状況、そして待機者数は何人いらっしゃるのか、伺います。

また、全国的に特別養護老人ホームの希望者は増え続けています。太宰府市として、特別養護老人ホームの必要性についてお聞かせください。

2件目は通級指導教室についてです。

通級指導教室の指導とは、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする者ということで、対象児童は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）の子どもたちとなっています。

その通級教室の教員、専門員の配置がどのようになっているのか、伺います。

また、各小学校に通級教室が配置されていないために、保護者の仕事や送迎の交通手段が調整がつかず、通うことができない児童がいます。対応策として、通級教室のない学校へ教諭を出張させることができないのか、伺います。

また、今後、各小・中学校へ教室を増やしていく考えがあるのか、お聞かせください。

3件目は学童保育についてです。

昨年7月より、テノ・コーポレーションに指定管理となり、1年を迎えようとしています。この間、保護者からの苦情、また事業者から改善点についてあったのか、その内容について伺います。

来年度から、子ども・子育て支援法の施行に当たり、太宰府市においても子ども・子育て会議が設置され、議論が始まっています。学童保育もその範囲に入りますが、今懸念されていることは指導員の方の報酬の低さ、また身分の保証がないということ、それから入所を希望している子どもの増加に対する条件整備ではないでしょうか。

施行に当たり、市で行われている会議の中で論議が進められているのか、伺います。

最後に、家庭保育の支援についてです。

家庭保育をしているお母さんたちが子育てを楽しんでいる子育てサークルが市内にもあります。子育てサークルはお母さんたちの集いの場、子どもの悩みを共有する場、そして親育ちの場として、もう20年ぐらいになるのではないのでしょうか。しかしながら、サークルを運営する際の資金や運営者、参加者の確保など、いろいろと問題があり、長く続けることが困難な事例も生まれています。

太宰府市では、この子育てサークルを応援しようと、子育て支援センターが主催する子育てサークル代表者会議が行われています。サークル同士の情報交換の場にはなっているようですが、行政としての手助けがまだ足りないように思います。今後のかかわり方についてお伺いいたします。

以上4件について、ご回答いただきますようお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の太宰府市高齢者支援計画についてご回答いたします。

現在の太宰府市高齢者支援計画は、平成26年度までの第5期の事業計画となっております。

現在、平成27年度から平成29年度までの第6期計画を策定中でございまして、新たな介護保険料の算定のほか、介護保険法の改正に適切に対応できる高齢者福祉計画を今年度中に策定いたします。市内の高齢者3,200名に対し、日常生活圏域ニーズ調査を現在実施しておりまして、調査結果を分析後、介護保険運営協議会のご意見を賜りながら詳細な計画をつくってまいります。

なお、今回の介護保険制度改正につきましては、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、高齢者や高所得者に経済力に応じた負担を求め、サービスの重点化、効率化を図り、持続可能で安定的な介護サービスを確保する観点から改正が検討されているものでございます。

主な改正内容の中に、ご質問の要支援者の予防給付サービスのうち、訪問介護、通所介護を新しい総合事業として市町村が独自に行う地域支援事業に移行するというものがございます。予防給付の地域支援事業への移行は、平成27年4月施行ですが、さまざまな準備が必要なため、全市町村実施は平成29年4月まで猶予されております。

移行に当たりましては、受託事業所の指定、指導、支払い事務、単価、利用料設定、基準条例の制定、地域ニーズの把握、地域資源とのマッチング、ボランティア等の育成、システム改修等の事務が必要になります。

準備に相当な期間を要すると考えられますが、これらの改正により、要支援認定者へのサービスの低下、利用者の負担増にならないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの特別養護老人ホームの現状と必要性についてのご質問でございますけれども、現在、太宰府市には同朋園とサンケア太宰府という広域型の特別養護老人ホームがござい

ます。定員は、同朋園が160名で、今年5月31日現在で、入所待ちが80名、そのうち太宰府市の方が34名、またサンケア太宰府に当たりましては、定員70名で、入所待ちが130名、そのうち太宰府市の方が68名となっております。

現在、国は、施設や病院から在宅での介護への方針のもと、さまざまな法改正を提案されておりますけれども、高齢者の増加に伴って、どうしても在宅での介護が困難な要介護者も増加するものと考えられます。本市の次期計画では、特別養護老人ホームを初め必要な施設の整備につきましては行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） まず最初に、訪問介護、通所介護についてですけれども、今ご回答いただきました生活支援、配食サービス、それから見守りのサービスも含めて、総合事業として機能することになるということなのですけれども、今まで、行っていたホームヘルパーという仕事なのですけれども、このホームヘルパーのしている仕事の内容が家事のお手伝いではなくて、お掃除や食事の準備を一緒にしながら、一連の家事を通して利用者の状態の変化を早期に発見したりとか、その対処、それから認知症への対応、そして利用者と時間をかけて関係づくりをするなど、専門性が発揮されてきています。

この部分を、このサービス事業の中、総合事業として住民ボランティアやNPOまで事業を拡大するということになっているのですけれども、今、このボランティア、それからNPOなどの専門職ではないこの団体に事業が移っていくという可能性があるのですけれども、今、太宰府市の中でそういう団体があるのかどうか、数がわかればお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） はっきりした数まではご回答はできませんけれども、市内にはさまざまなボランティア組織がございます。その中でも、高齢者を対象としました組織は、高齢者の買い物支援などを行っている若者のNPO法人、ソーシャルネットワークなど、いろんなさまざまな高齢者を支える活動を行っているボランティアグループは数カ所ございます。

議員ご指摘のとおり、今回の移行につきましては、これまで同様、事業所でもできますけれども、ボランティアとかNPOを活用しながらというふうになっております。先ほども言いましたように、今後、平成29年度までに地域支援事業に移行するに当たりまして、多くのボランティアの育成につきましては重要な課題だというふうに認識をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今回、法律の改正の中で、そういうふうに事業が変わっていくわけですけれども、このホームヘルパーとデイサービスを介護保険から外したときの事業費の自然増が約5%か6%になるというふうに試算されていまして、その分を2015年以降の後期高齢者数が3%から4%伸びるということで、自然増の事業費は高齢者の数の、増えた数以下に抑えることが盛り込まれています。

ですので、市町村が事業費を抑えるためには、恐らく今の事業者ではなくて、NPOや住民ボランティアだとコストが安く抑えられるようなところにまた事業を渡していくというふうなことが出てくるのではないかという懸念がされています。

今部長おっしゃいましたけれども、NPOや住民ボランティアの方も高齢者の方の見守りとか、その介護とか、そういう事業に関しては一生懸命されていますけれども、その専門性というところでは、やはり一定の育成が必要ではないかなというふうに思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 要支援1、2の方につきましては、食事や排せつなどはほとんど自分でできるけれども、掃除とか、家事とか身の回りの動作が一部に介助が必要な状態ということになっております。それで、財源的に言いますと、支援事業に変わりますと、予算の範囲内ということになると思いますけれども、これまでのサービスを提供しようとするれば、当然上限があるわけがございますけれども、その辺につきましては、市長会を通じて国に強く申し出をしまして、そういうふうに市町村の財政力によってサービスの格差が生じないように要望しておりますし、国のほうもそういうふうな個別に判断する仕組みを検討するというところで回答が あっておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今のホームヘルパーとか、通所のデイサービス事業というのは、やはり予防ですね、今持っている病気や、それから障がい等が進まないように、予防の部分も大きいと思うのですね。ですので、そこのところではやはり専門の方がきちんとその方と接してですね、きちんとケアできるような、そういう人の配置をするためにも、専門性をつけてほしいというふうにお願いしたいと思っておりますので、自治体として、市としてそういう団体に対して研修を行うとか、今後考えていただきたいと思います。

部長が今おっしゃいました国への要望は、ぜひ強くお願いしたいと思います。

次、老人ホームのほうに移ります。

今の部長の回答では、特別養護老人ホームについては、必要だということでご回答いただきましたけれども、今待機者が、今特別養護老人ホームが2カ所ありますけれども、ここで太宰府市内で待機されている方が102名ということでよろしかったですかね、はい、ということでした。

特別養護老人ホームというのが、やっぱり定年期になって、最後の生活をする場所というふうなことにもなりますので、特別養護老人ホームの建設について、増床については早急をお願いしたいと思っておりますので、規模としてはどのくらいをお考えか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、102名の方と言いましたけれども、この方たちにつきましては

二重に申し込みをされている方もいらっしゃるということで県のほうから聞いております。平成25年10月1日現在で、県が調査しました入所申込者調査結果では、太宰府市から県内の特別養護老人ホームに申し込んである方が141名で、そのうち自宅で入所を待っておられる方は51名、その中でも要介護3以上の方は30名となっております。

したがいまして、これからの高齢者増も勘案して小規模なですね、特別養護老人ホームは必要であるというふうを考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 規模については、今純粋に施設入所を待ってある方は30人ということでしたけれども、やっぱり病院とか養護老人ホームのほうで待っている方もいらっしゃいますので、80床の広域型の特別養護老人ホームをぜひ建設できるように努力していただきたいと思えます。

特別養護老人ホームについては、先ほどの介護保険法の関係で要介護3以上の方が入所対象になるというふうになっています。今、要介護1、2の方も入ってあるのですけれども、この方は退所という形になるのでしょうか。それが1点と、今後、要介護1、2の方でどうしても特別養護老人ホームに入りたいという方はどうなるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の制度改正によりまして、議員おっしゃるように、確かに平成27年度からは要介護3以上の方しか入所ができなくなりますけれども、現在入所してあります要介護1または2の方は継続して入所ができるというふうに聞いております。

また、要介護1または2の方でも、やむを得ない事情によりまして特別養護老人ホーム以外の生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与のもと、特例的に入所を認められる場合があるというふうになっております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） はい、わかりました。どちらにしてもですね、今後、要介護1の方がこの特別養護老人ホームのほうに入ることがちょっと難しくなるような状況だと思います。やはり、この施設自体を増やすことも大事ですので、先ほども申しました、早急に進めていただくことをお願いいたします。

今、やはり回りでもですね、私の回りでもそうですけれども、老老介護や、それからひとり暮らしをされている方が本当に少なくありません。地域の見守りとか隣組のつき合いとか、本当に必要なことなのですけれども、そのことはですね、やはり周りの人が手助けできない、家族にかかってきているという現状が大きいと思います。実際に、家族の介護のために年間10万人を超える人が離職したり、それから転職を余儀なくされているという現状です。

経済誌やビジネス誌でも介護特集が頻繁に組まれてもいますし、そういうことから現役世代の大きな不安要因になっていることもありますので、要介護認定を受ける方だけではなくて、その前の高齢者の老人福祉に基づく自治体の仕事のほうも、職員の増員だったりとか地域

包括支援センターの体制の強化なども含めて、進めていただきたいと要望いたしまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 次に、2件目の通級指導教室についてお答えいたします。

まず、1項目めの教員、専門員の配置状況についてでございますが、太宰府小学校通級指導教室に、担当教諭1名、業務補助を行います通級指導の支援員が1名、水城西小学校通級指導教室は、担当教諭2名、言語聴覚士1名、通級指導教室支援員1名、太宰府中学校通級指導教室は、担当教諭1名、通級指導教室支援員1名という配置になっております。

次に、2項目めの通学が困難な児童への対策についてですが、通級指導教室を設置していない学校からの入級は、児童・生徒の安全への配慮から保護者の送迎を前提としています。送迎ができない場合は、通級指導教室での直接の指導を受けることはできませんが、所属する学校におきまして個別の支援計画を作成して、個に応じた指導を行っているところでございます。

最後に、3項目めの通級指導教室の整備計画についてですが、現在のところ策定はしておりません。というよりも、策定が困難ということでございます。

通級指導教室を設置するためには、教室の確保や備品の整備のほかに、福岡県教育委員会に対しまして、入級希望者に伴う担当教諭、県費負担教諭の配置を受ける必要があることから、長期的な整備計画の策定は難しくなっておりまして、今後とも状況に応じて、通級指導教室の設置の可能性を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 通級指導教室の教諭と支援員の配置の数は確認で伺いました。ありがとうございます。

実際に、通級教室のない学校から通級教室に通うのに、通級不可能な方、保護者が車を持っていないとか、それからひとり親家庭で保護者の方が仕事を休めないので通わせることができないというふうに、理由はいろいろあるのですね。そういうふうな相談も恐らく入ってきているとは思うのです。ですし、この通級指導教室を設置するときに、そういうことが出てくるのじゃないかなという懸念もあったと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 毎年のように、県の教育委員会のほうには、通級指導に相当する児童がたくさんおるということで、県費負担教員を配置して通級指導教室をプラスするよという要望は、毎年のようにしておるところでございます。

ただ、簡単にはこの設置がいきませんので、現段階で通級指導教室を設置しておるところで何とかしていくしかございませんので、その中で苦慮してきておるところではございますけれども、今議員さんおっしゃいましたように、通級指導教室に通いたくても通えない、保護者の



状況でございますとか子どもの状況で通えない子どももいるということは十分承知しておるところでございます。

したがって、今の段階で何ができるかと、よりベターなものを探していくということが大事かと思えます。文科省のほうも、常々言っておりますのは、保護者、それから子どもの教育的ニーズに応じましてですね、保護者と子どもと、それから教育委員会と、それから専門的な臨床心理士でございますとか、そういう専門機関とも十分相談をした上で、合理的配慮と基礎的環境整備とをしっかりとやっていきなさいということで、話があつておるところでございます。

したがって、いろんな親なり子どもの状況をしっかり把握をいたしまして、そして何が一番いいのかということと一緒に考えていくと。その意味で、本年度から設置しております教育支援コーディネーターを本市の教育委員会のほうに指導主事という身分で設置をしておるところでございます。この教育支援コーディネーターを中心にしまして、市の担当職員と、それから保護者、子ども、一緒にですね、相談をいたしまして、週に一度相談日も設定しておりますので、事前に申し出ていただきましたらですね、何ができるかということで一緒に相談する場を持たせていただくようにしておりますので、そういった方法で解決をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 県の設置基準、教員のもので、配置について厳しいところがあるということはほかの自治体でも同じようなことが起こっていますので、なかなか全学校には広がらないというのが現状というのは聞いています。今、太宰府市独自では、学校においてその子に合った個別の指導ができるような体制をとっているというお話もありましたし、今年から教育支援コーディネーターの先生がですね、教育課のほうにいらっちゃって、いつでも相談を受けられるというような体制ができたということもこの前お話をいただきました。

このことを、そういうふうに通学不可能なお子さんを持っている親子さんにお話ししたのですけれども、そういうことを知らなかったという方がやっぱりいらっしゃるのですよね。教育支援コーディネーターの方が今年からいるよということ自体を知らなくて、いるのだったら相談に行きたいとやっぱりおっしゃっているのです、そこのお知らせを、ぜひ全保護者向けにしていただいて、うちの子大丈夫かしらと、ちょっと勉強ができないのだけれどもとか、そわそわうろろするのだけれどもとかというのをお母さんたちもちょっとそういう相談窓口があると随分と楽になることもあると思いますので、このコーディネーターの方と私もお話しさせていただいたのですけれども、きちんと専門的な知識を持っていらっしゃいましたので安心してお話ができるかなというふうに思います。

そして、今すぐできる対応として、通級指導教室に通えるようにするための対策として、子育てサポートのポピンズさんとか、学童の送迎とかをされているのですけれども、そういう

送迎を利用できるように市のほうが支援するとか、また在学している学校に通級教諭が出張するとか、そういう方法ができないかというふうに思うのですけれども、こういうようなことは検討された経緯はありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 神武議員さんおっしゃっております、多分巡回して支援員が通級指導教室のない学校を回るといったような仕組みのことはおっしゃっているのじゃないかなと思いますが、これまでそういった現状はわかっておりましたので、調査研究は進めてきておるところでございますが、これが難しいところがございます、仮に巡回指導員が各学校を回りましてそういった通級指導の対象の子どもたちを指導するに当たっては、必ず県費負担の教諭が同席すると。一緒に指導しないとそういう仕組みはとれないといったような難しいところがございます、なかなかそういう配置が難しいところがございます。

また、仮にそういう巡回支援をしていった場合に、今は保護者が送迎をしていただいて通級指導教室に通っておる子どもの中でも、そういう巡回指導員がいるのであれば、もうあえて送迎せずにそっちのほうがいいなというような保護者も、もしかしたら出てくるかもしれせん。そうなってきますと、その巡回指導員のニーズが圧倒的に増えてきますといえますかね、そうなるちょっと対応が難しいのかなというようなことも考えております。

それから、送迎の方法については、まだそこは詳しく検討したことがございませんでしたが、今、一つの提案といえますか、考え方として今後の調査研究の材料にはできるかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。

須恵町のほうが、3小学校1中学校ありまして、全学校に通級教室があります。小学校1校だけが独自に町費で教室を設置しているのですけれども、ここに至るまでにやはり巡回、さっきおっしゃったのは巡回教室でしたかね、巡回支援ですね、をやっぱりされていたそうです。そこで、やはりたくさんの子を見ないといけないということで、独自の予算をつけたということもありますので、ぜひですね、その一つの方法として何かできないか、将来、ちょっと後でまた教室についてお話ししますけれども、そういうことにつなげていくためにも、何か方策を探っていただきたいなというふうに思います。

続けて、いいですか。

○議長（橋本 健議員） 3件目、いいですか。

（2番神武 綾議員「はい、3件目」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

教育部長。

（2番神武 綾議員「済いません、済いません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 通級教室を小・中学校全部にですね、設置することは、今不可能だというお話だったのですけれども、済いません、この点についてもう少しお話しさせてください。

今、水城西小学校のほうに通級指導教室がありまして、そちらのほうを見学させていただきました。教室やプレールームなど充実していきまして、子どもたちと、もちろん勉強する部屋が、教室がありまして、そのプレールームというのが体を動かしたりとか、それから気持ちを解放することによって子どもたちがまた学習に取り組む意欲を持つというような機能を果たしているところがあります。

そういう学習を支援する教室とプレールームを備えた教室、そして通常学級と通級教室が一緒に学校の中にあるということで、通級で指導を受ける子どもたちが通常学級に戻ったときにどうかかわり方をしているのか、どれだけ成長したのかということが、実際に通級教室の先生が見て、やっぱりこの指導は変えたほうがいいのかとか、やっぱりこの指導を続けていこうとかということが実際に目にすることができるというような効果も上がっているというふうに聞いています。

大きな行事ですね、運動会とか学習発表会があると、どうしても人がたくさん来たりとかすると興奮して、なかなか落ちつかない子どもたちもいると思うのですけれども、そういうときに学校教員全体でどういうふうにかかわろうかと、その子どもたちがこうなったときにはどうしようかということもやっぱり一緒に考えることができるということなのですね。それをすることによって、通常教室でのほかの子どもたちも、この子がこうなったときにはこうしたらいいのだなということもやっぱり学習できるというような効果も上がっているということですので、ぜひ、本当に困難な部分が多いと思います。県がこういう配置の方法しかとっていませんので、鳥根県なんかは全教室へ配置ということで進めているということもありますので、そういうところも県のほうに私たちも要望していきましても、太宰府市としても、ぜひ要望していただきたいと思います。

以上です。

3件目、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 改めて、3件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） それでは次に、3件目の学童保育についてお答えいたします。

まず、1項目めの保護者、管理業者からの改善、要望等は受けているのかということについてでございますが、学童保育所の管理運営につきましては、ご承知のとおり、昨年7月に指定管理制度に移行しております。保護者からの改善要望につきましては、指定管理者が対応をしております。その中で市が対応すべき内容のものにつきましては随時報告を受けるようにしております。

指定管理者制度に移行後、保護者から直接受けた苦情、指定管理者を通じて市へ報告がされ

た苦情は、ともにございませぬ。要望等につきましても、市として検討し、できることは対応するようにしております。指定管理者からの改善要望につきましても、事案が発生しましたときに双方で協議をいたしまして、意思の疎通を図ってきておるところでございます。

次に、2項目めの子ども・子育て支援新制度における市としての学童保育の拡充についてでございますが、1点目の指導員の労働環境につきましては、指定管理者制度へ移行しました平成25年度中は、市の直営時と同じく2人勤務の学童であれば3人の交代制といたしまして、給与面でも同額というふうにしておりました。平成26年度からは、指定管理者により、各学童保育所に1人ずつのリーダーを置きまして、学童数に応じた指導員を配置しております。雇用期間につきましては、市よりも長期間ということになりまして、継続雇用が可能ということでございます。

次に、2点目の児童の入所の条件整備につきましては、来年4月から、制度上、6年生までが入所対象となります。市でも入所者の予測をいたしまして準備に当たっておりますが、昨今、予想以上の入所希望があることから、今年の夏休みの希望者数を参考にしまして時点修正を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） はい、ありがとうございます。

保護者からの苦情などについては、3者の会議があつているということなのですが、私のほうにも相談がやっぱり何件かあるのですが、なかなか改善されていないようで、市のほうに私も直接言ったことはないのですが、もう1年近くなりますので、どうにかならないかなということで、思っているところなのですが、ちょっと何件かお話ししたいのですが、指導員の方から、お子さんが指導員の言うことを聞きませんので帰宅させてもいいでしょうかというふうに職場に電話があつたということなのですね。それから、お子さんに母親の職場に電話をさせて、僕はこれこれこういうことをして迷惑をかけましたと言わせていたというようなことが実際にあつています。これは、中学生が言っているわけではなくて、小学校1年生から3年生の学童に通っている子どもが、電話をかけさせられたりとかということがあつているのですね。

ほかにもちょっといろいろあります。でも、ここでちょっと言うとうろかなと思つたので、またお話ししたいと思つたのですが、これは指定管理にあつたからどうだこうだとかという話ではないのじゃないかなと思つたのですね。以前、市が運営していたときと変わって、今、一学童リーダー制ということでリーダーの方がいらつしゃって恐らくほかの指導員の方と連携をとりながら学童を運営されていると思うのですが、その指導員の方たちの中でそういう指導はどうなのかなという話がまずされているのかどうかということですね。皆さんで検証ができていますのかということ。

それから、子どもたちはそういうことをして、とか、されて、嫌だつたとかということが恐

らく親に言えないと思うのですよね。お父さん、お母さんは仕事が忙しくて、忙しいから学童に通っているわけで、もしかしたらそういう話を聞くような余裕もないかもしれないですね。ですので、こういう話というのは、その子から聞くのではなくて、その学童の中の子どもたちがお母さんに言って、そのお母さんがその子のお母さんに言うとかというふうにくるっと回って話が来るのですけれども、子どもたち自体が我慢しているところもあるので、そこをちょっと掘り起こすような対策をお願いしたいなというふうに思います。

以前は、保護者会がありましたので、保護者会でこんなことがあっているというような話とかが出て、やっぱり市のほうにはこういうふうに改善してほしいとかというのを保護者会として要望していたところもあるのですけれども、今もう保護者会もなくなっていますので、市のほうが積極的に情報を得るような、ちょっともう指定管理になって1年になりますので、ちょうど区切りのいいところで何かアンケートというか、声を聞くということをお願いしたいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先週の一般質問の1日目のところでも少しご回答いたしましたけれども、定例会、指定管理者と、それから市と、それから指導員ですね、定例会を月1回実施しておりますので、その中でいろんな問題点でございますとか現状を出し合って、解決ができるようお互いに情報交換しながら改善に努めていけたらというふうに考えております。

また、指定管理者のほうが主催をいたしまして、研修会を月1回、もちろん自由参加ということではございますが、指導員の研修会を実施をされております。これまで、平成25年度までは、資格免許の話になりますと全ての指導員さんが資格、教員免許を持っておるとは限らずに、あるいは保育士の免許があるとは限りませんでした。指定管理者のほうで独自で研修会を持たせまして、そしてテノ独自の研修仕組みによります資格を与えて、指導員のスキルアップを図ると。そういった研修は進めてあるというところで確認はしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、情報を十分共有いたしましてですね、また保護者等のいろんなご意見もお聞きできるような仕組みをつくりまして、改善に努めていきたいというふうに考えます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ぜひお願いします。

もう既に、学童に行きたくないとかやめたいとかと言っている子どもたちが増えてきているということを聞いています。私は、指定管理については反対しましたので、そういうふうに批判的な目で見ているというふうに思われるかもしれませんが、実際に保護者の方がそういうふうにおっしゃっていますので、これで子どもたちが行かなくなって、学童が減って、学童が閉鎖するというようなことになったら本当に大変なことなので、ぜひそのところはお願いしたいと思います。

続いて、子育て支援法についてですけれども、学童の条例制定を行わないといけないということになっていまして、来年4月から施行することで、恐らく太宰府市のほうでも今検討の会

議ですね、子ども・子育て会議が行われているところだと思います。この中で、基準を、厚労省が12月に出した基準があるのですけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのがあります。その中に、設備については1人おおむね1.6㎡以上、それから職員については児童指導員の数が支援の単位ごとですね、一つの学童、単位ごとに2人以上、そしてその学童1つに対しておおむね子どもが40人程度というふうになっています。これは、市のほうで、条例を制定するときこの省令に沿ってつくっていくことになるのですけれども、施設の広さの1.65というのは今のまま変わりません。これ以上というふうになっていますので、昨日、長谷川議員もおっしゃいましたけれども、椅子がぶつかってトラブルになるとか、あと、お昼寝のときに、寝る子と寝ない子といるのですけれども、そこを分けるようなスペースがあるのかといったらないので、そういうこととかも含めて、次、学童を設置する際にはこの1.65が本当に適切なのか、もしかしたら2㎡がいいのか、3㎡がいいのか、そのところも十分検討できるように、この条例の中にもうたっていただきたいというふうに思います。

そして、一学童おおむね40名、40人程度となっていますけれども、ある自治体が、既に条例をつくっているのですけれども、このおおむねというのを多くとって、50人定員にしているところがあります。やはり、先生たちの目も、きちんと行き届くように、子どもたちの人数、一学童の人数は40人というこのラインを、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

それから、指導員についてですけれども、2人体制、指導員は2人体制ということになっていまして、1人は児童指導員で、さらに、都道府県知事がこれから研修を行う、その研修を修了した者というふうになっています。その指導員の資格ですね、児童指導員というのとその研修を受けた者というのと、さらに、経験年数についてなのですけれども、長期雇用、今も既に事業所のほうで長期雇用もできるようになっているということですが、ここの部分もぜひうたっていただきたいと思います。やはり、経験年数が保育の質を上げるということもありますので、この点、お願いしたいと思います。

これから7月に2回目子ども・子育て会議が行われるというふうに聞いております。ですので、今の子どもたちの学童での状況とかも見ながら、子どもの最善の利益を守ることを柱にして、条例づくりを進めていただきたいと思いますので、これを要望いたします。

3件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 次に、4件目の家庭保育の支援についてご回答申し上げます。

市内で活動中の子育てサークル支援の状況と行政のこれからのかかわりについてでございますが、現在、市内で活動してある子育てサークルは9サークルございます。地域において、それぞれ独自の活動をしておられるところでございます。サークル支援の状況でございますけれども、子育て支援センターで年に2回、子育てサークルネットワーク交流会を開催をいたしております。内容といたしましては、サークル・団体の代表者に集まっておきまして、情報

交換などを行っておるところでございます。

また、希望されるサークルに対しましては、年に2回程度、手遊びや体操、絵本の読み聞かせなどに人的支援を行っておるところでもございます。市内の親子への周知につきましては、市のホームページで各サークルの紹介、またサークル・団体の一覧を作成をいたしまして、市内の親子が集まりやすい場所への掲示を行っておったり、サークル・団体で作成されましたチラシをサロンに配架などを行っております。

このほか、家庭保育の支援につきましては、子育てサロン、年齢ごとの子育て広場や出前保育などの遊びの提供、在宅で子育てをしている保護者向けの子育て講座、子育て相談、リフレッシュのための一時預かり保育、子育て支援に関する情報提供など、さまざまな子育て支援を継続して行っております。

今後、子育てに関しましては、市民との協働が必要であると考えておりました、4月からの機構改革で地域健康部元気づくり課子育て応援係となり、より地域の方とつながりをつくっていく必要があると、このように考えております。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業、子育て相談事業など、元気づくり課の母子保健事業とも連携をとりながら、子育てサークル・団体の皆さんと一緒に子育てのネットワークを広げ、充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。

私も、サークル代表者などを昔やっておりましたので、このサークル代表者会議にも参加したことがあるのですがけれども、本当に保育士さんがいらっしゃいますので、支援センターにです、そこでいろいろ遊びを教えてもらったりとかして、サークルで使わせてもらって本当に助かった経験があります。

今、サークルの人たちが困ってあるのが、先ほど申し上げました、なかなか人が集まらないということなのですね。やっぱり、サークルの人たちは自分たちだけがいい、よければいいのではなくて、やっぱり一人で子育てしていないか、ひとりぼっちでしていないかなとか、楽しく子育てしているかなということをやっぱり思ってあって、できればたくさんの人に表に出てきてもらいたい、なので、私たちのサークルに来てほしいというふうに思っているのですよね。

今回答いただきました、いろいろサークル紹介を張ったりとかサロンに置いてもらったりとかしていますけれども、乳幼児健診とか、予防接種のとき、また母子手帳の配付のときに、そのサークルの方に直接入ってもらって、チラシを配るとかだと、こういう人がいるのだな、じゃあ行ってみようかなというようなことになると思うのです。それをこれから子育てしていく人たちがやっぱり何かあったときにはこの人に相談したらいいかなとか、こういうところに行ったら楽しくできるかなとかというふうなことを感じられると思うので、そういう場をつくってもらいたいというのがサークルの方たちの声なのですけれども、その点はいかがでしよ

うか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） ただいまご回答申し上げましたような内容は、引き続き継続して実施をしていきたいというふうに考えておりますし、ただいま頂戴いたしましたような意見も、交流会の中でぜひ皆さんのほうから頂戴をして改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 前向きに一緒に考えていただければなというふうに思います。

それから、サークルを運営する上での運営費なのですけれども、どこのサークルも会費制になっていまして、毎週集まって活動しているのが公民館なのですけれども、やっぱり公民館の使用料というのが、どうしても発生して負担になっているというところがあります。

どの団体でも公民館を使うときには利用料、使用料を払ってもらわないと困るというふうに言われる公民館もありますし、もう子育て、子どもたちが遊ぶのだったらいいよ、サークルでするのだったらいいよというような理解のあるところもありますし、そういうところは一定です、行政のほうで子育ては楽しくやんなさいというような押し出しをしていただくという姿勢で、この公民館の利用料をですね、を負担するような支援もしていただきたいと思っていますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 使用料につきましては、市が行っております施設使用料の減免ですね、これは年に1回、使用する施設は限定はされますけれども、3時間まで施設使用料の50%を免除するというところで行っております。

また、一番最初に申し上げましたように、今後は地域のほうとの連携も図りながら進めていく必要があるというふうな認識を持っておりますので、地域のほうでもそういう活動に対してご理解をいただけるような話は進めていきたいというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この子育てサークルの運営というのは、やっぱり自分の子どもを育てながら、大変な中でやっているのですけれども、やっぱりみんなでやるから楽しいということで続けられているところが大きいと思うのです。それを続けることによって、自分が自主的に、主体的に活動に参加して、また自主的に企画を立てるということを経験して親として自立していくというような効果があるというふうなことも言われています。

行政が、そこを下からぐっとサポートするような体制を、ぜひ、今機構改革で子育て応援係というのができましたので、名前も本当に子育て応援というふうになっていますので、ぜひそのところを、お願いしたいなというふうに思います。恐らくそういうお母さんたちが将来の自治会を担っていくとか、あの地域をつくっていくというようなことになるんじゃないかなというふうにも思います。



最後に、先日、先日というか、もう1年前なのですけれども、春日市の児童館を、児童館が欲しいねというお母さんたちとちょっと見学に行ったことがあったのですけれども、そこでやっぱり支援センターの先生たちが入って、お母さんと子どもが遊んでいるという部屋があるのですけれども、こういう場所があったらいいねという話はしたのですが、その帰りに、その一緒に行ったサークルのお母さんたちが、でも何か余り仲よくなかったよねというようなことを言ったのです。お母さん同士がですね。何でかなという話になったのですけれども、そしたらやっぱり太宰府の場合はいきいき情報センターにサロンがありますよね。あそこのサロンは支援センターの先生が入ってお母さん同士をうまくつないでいるのですね。ですので、お母さん同士が仲よくなれる場らしいのですよ。私はちょっと行ったことないのですけれども。ですので、やっぱり太宰府の支援センターの保育士さんが充実していて、やっぱりサロンの中でつないでくれているから仲よくできるのだよねというような話が出ていました。

ですので、サークル代表者会議も支援センターがされていますけれども、そういう保育士さんたちに、お母さん方も大きな期待をされていますので、ぜひセンターを核として、財政的な支援も含めて育てていっていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上をもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番芦刈茂議員の一般質問を許可します。

〔4番 芦刈茂議員 登壇〕

○4番（芦刈 茂議員） 最後になりましたが、どうぞよろしくお願いたします。議長からただいま許可をいただきましたので、通告していた内容に基づき、質問をさせていただきます。

1、給与削減と補助金等の関係についてお尋ねいたします。

1、国家公務員に対する当市の給与水準を示すラスパイレス指数は、平成20年度99.7、平成25年度108.3、平成26年4月1日現在となっています。これは福岡県下、行橋市110に次いで第2位です。この数字についての認識と今後の取り組みについて伺います。

2、昨年の地方自治体の給与削減について、給与削減しなかった自治体に対して、政府は今年5月に配分予定の公共事業関連の補助金を減らす考えがあったと聞きますが、そのような事実はあっているのか、また給与削減と交付税等の関係について市の考えを伺います。

2、水城1350年について。

今年が水城築堤1350年に当たり、もう半年たちましたが、今後の取り組みの予定について伺

わさせていただきます。

8月23日の式典、シンポジウムについては、繰り返しお聞きしているので、地元水城を中心にした取り組みについてお伺いいたします。

3、中学校給食について。

1、現在のランチサービスは、議員で構成された太宰府市中学校給食・少子化問題特別委員会での調査研究、検討を踏まえて、平成18年12月から実施、導入されていると認識していますが、そのときの議論と8年たった今での点検、調査の現状についてお伺いいたします。

2、保護者の希望はどこにあると考えるのか、今後の取り組みについて伺います。

回答については件名ごとにお答えください。再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 1件目の給与削減と補助金等の関係についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めのラスパイレス指数についての認識と今後の取り組みについてですが、国におきましては、防災・減災事業に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることから、政府は、平成25年1月24日に、平成25年度の地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額措置を踏まえ、国に準じた必要な措置を講ずることを要請する閣議決定をし、同月28日には、地方公共団体に対して総務大臣通知を送付するとともに、地方公共団体の首長等に対しまして総務大臣書簡を送付されました。

他の自治体では、これに基づきまして、公務員給与や議員給与等の削減を実施されたところもあるようでございますが、太宰府市では、これまでの行政改革におきまして、学校給食調理業務の民間委託を初め、学校用務業務の民間委託、保育所の民間移譲及び民間委託、公の施設の指定管理者制度の導入などを率先して取り組んでまいりました。また、総人件費の削減や人員削減にも努力してまいったところでありますので、今回の給与削減につきましては総合的に勘案して見送ったところであります。

その給与削減の結果として、ラスパイレス指数が平成25年7月1日現在におきまして108.7となったところでございます。

しかしながら、この給与削減につきましては時限的でありまして、平成26年4月1日には各自治体とも給与はもとの状態に戻っておりますので、次の調査段階ではラスパイレス指数ももとの状態に戻ります。

次に、2項目めの公共事業関連の補助金と給与削減と交付税の関係についてでございますが、まずお尋ねの公共事業関連の補助金と申しますのは内閣府所管のがんばる地域交付金のことではないかと思っております。

このがんばる地域交付金は、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた取り組みに対して交付されるというものであり、平成25年度の国の補正予算（第1号）に計上された公共事業等の地方負担額に応じて算定されるものです。

本市の場合、平成25年度3月補正予算に計上いたしました体育複合施設建設事業や中学校大規模改造事業、また福岡都市圏南部環境事業組合における環境型社会形成推進交付金事業などがこれに該当いたしますが、実際の配分に当たりましては、財政力に応じて地方負担額の最大3割を配分し、これを基本として行革努力に応じて最大1割を加算するというものであります。

ここで言う行革努力の指標はラスパイレス指数と職員数削減率の数字が用いられましたが、本市の場合、2.0%の加算になっております。

なお、本年5月15日に行革努力の指標となる地域交付金の第1次交付限度額の通知があつておりました、政令市や中核市を除きます県内の24市の交付限度額の平均が6,500万円であるのに対しまして、本市の場合、平成25年度の国の補正予算（第1号）に計上された公共事業等の地方負担額が大きかったことから、1億2,488万5,000円になっております。

次に、給与削減と交付税の関係についてでございますが、平成26年度は、交付税の算定に当たりまして、その行政項目の一つに地域の元気創造事業費が新たに設けられました。この地域の元気創造事業費の算定に当たりましては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の取り組みを反映するというものであり、行革努力の指標につきましては、職員数削減率や人件費削減率などとともにラスパイレス指数も選定されております。

なお、平成26年度の普通交付税の算定は本年8月まで行われますので、現時点では確かなことはわかりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 一番どんなふうになるかと思つておりました補助金が減るということはないという理解でよろしいということですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 補助金が減るということではなく、行革努力に応じて加算をするということです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） それで、加算されているという認識ですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） その分といたしまして、2.0%の加算がなされております。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 非常に心配しておりましたが、そういうことはないというような形で理解したいと思つておりますが、体育複合施設の平成27年度予算が14億円ほど当初予算の債務保証として計上されておるわけですが、これに対する国あるいは県の補助金なり交付金というか、そういうものの目安は立っているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在、体育複合施設建設についての補助金の申請は、また今年度行う予定にしております。ただ、がんばる地域交付金、これにつきましては今のところ今年度の措置だというふうに考えております。次年度実施されるかどうかは、まだはっきりとしておりません。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

続いて2番目、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 2件目の水城1350年についてご回答いたします。

平成26年が水城、平成27年が大野城の築造1350年に当たることから、現在、本市のほか春日市、大野城市、筑紫野市、宇美町、佐賀県基山町の4市2町、そして福岡県、佐賀県、九州歴史資料館で組織する水城・大野城・基肄城1350年事業実行委員会ですべて事業を展開しているところであり、平成25年度におきましては、実行委員会のホームページ作成や各構成団体での写真パネル展を実施してまいりました。

平成26年度におきましては、8月23日にプラム・カルコア太宰府で記念式典及びシンポジウムを開催いたします。式典では、文化庁記念物課の調査官及び九州大学名誉教授の西谷先生をお招きしてご講演いただくほか、シンポジウムでは「東アジアの視点から見た水城の成立」をテーマといたしまして、4名の先生方をお招きしてご意見をいただくことになっております。

また、去る6月1日には、1350年記念事業の一環として水城跡発掘現場公開事業を実施し、800人を超える来訪があるなど、大変好評をいただいたところであります。この公開事業は、記念式典、シンポジウム後の8月30日にも再度実施する予定にしており、さらなる来訪があるものと考えております。このほか、昨年度に引き続きまして、写真パネル展の実施も予定しております。これらの事業の全容や行事予定につきましては、実行委員会で運営するホームページで公開しており、市の広報でもお知らせをしております。

市単独の事業といたしましては、6月から市庁舎に懸垂幕を掲げ、大宰府展示館では「水城跡と市民活動一まもり・つたえ・いかす」というテーマで、6月14日から7月24日の会期で企画展示を開催しております。また、10月19日を水城デーとして、水城跡から文化ふれあい館までのウォーキングや、文化ふれあい館でのイベントを企画しております。

さらに、毎年開催しております太宰府発見塾におきまして、今年は水城築造1350年をテーマに1年を通じて学ぶことになっておりまして、今年も214名の方が塾生として参加しておられます。そのほかにも、古都の光で水城跡の発掘現場をライトアップして公開できないか、現在、福岡県と協議を始めており、また太宰府市民政庁まつりでも写真パネル展示等を検討しております。

今後もさまざまな機会を捉えながら、市民の皆様を初め市内外の多くの方々へ特別史跡水城跡の歴史的価値や本市の魅力を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

従来、8月28日の式典シンポジウムのお話が多かったのですが、いろんな形で進んでいるということを聞きましたが、平成26年度予算で1350年実行委員会に関する、あるいは水城についてのいろんな催し物の予算計上は、イベント事業委託100万円、実行委員会負担金150万円が大きく計上されているような形ですが、今おっしゃられたようなふれあい館の催し、水城デー、発見塾は当初予算からありますが、このような予算は計上されていたのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 展示館の部分につきましては、古都保存協会の補助金の中、また、先ほど申されました委託事業、水城デーの関係、それと実行委員会の補助金、そういったもので今回1350年についての予算を計上しております。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ということは、特別にこれから補正として出てくることはもうないということですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今の事業計画では、今後の補正というものは考えておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

今年が水城ができて1350年という年に当たると。歴史的に見ますと、1300年というのは1964年になります。東京オリンピック、新幹線が開通した時代でございました。その50年前というのは1250年、築堤1250年、1914年、そのときは水城大堤の碑という石碑がその2年後に建っております。大正天皇の即位を記念して、武谷水城が揮毫した水城大堤の碑という石碑が建ち、大正4年から水城小学校に昭和の初め、八並則吉先生という方が文部省の何か監督官、訓導という形で来られて、水城尋常高等小学校の郷土読本という本をつくられたり、時の記念日の行事が始まったりということで、1250年のときは大きな行事があっているのじゃないかというふうに私は思っております。

その前の50年前というのは、1864年でして、明治維新の直前という形になって、この年には勤王の五卿が天満宮に流されてきております。また、黒田藩内部で要するに勤王佐幕争いがあるって、加藤司書、何人か、百五十何人か切腹させられたような事実があっておるといような流れを50年刻みで見ると、やっぱり水城をめぐるいろんなことがあっているような認識がありますし、例えばこの1200年のとき、1864年、坂本龍馬も西郷隆盛も高杉晋作もみんなきつと

水城を通っただろうなというふうなことを思い至るわけでございます。

お聞きしたいのは、50年前、1300年のときには何かこういうような記念の事業というのはあったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 50年前のことについてはちょっと承知をいたしておりません。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 私も市史の年表を見たりしましたけれども、載っていないなということで、そういう時代ではなかったのだというふうに思います。それが、やっぱりこういう形で1350年ということをもみんなで取り組もうという形になったのは、私は、昭和43年の政庁の発掘、政庁の発掘が昭和43年に始まりました。やっぱりこの時期から、いろんな文化財に対する考え方とかいろんな考え方が変わってきた結果が、こういう時代を私たちが迎えているのではないかというふうに思っております。

私たちは1400年には生きておりません。ここで1400年で生きておる人はほんの数名だろうと思います。50年後。そういう意味でのバトンを私たちは受け継いでいくという役割というのが、私たちは、大いにあるのではないかというふうに思っている次第でございます。

それと関連して、基本的にこの水城1350年の関連の基本計画というものが何か冊子になったようなもので組まれているものか。そのあたりをお聞きしたいというふうに思うわけでして、黒田官兵衛のチラシは立派なチラシができております。如水社とか夢想之連歌とか、本当に立派なチラシができておりますが、私が見る限り水城1350年のチラシはないのじゃないかと。懸垂幕は下がっておるけれども、のぼりとか案内板とかは余りないような気がしております。水の城、山の城という、私は、のぼりはとってもいいのぼりだと思うけれども、官兵衛ののぼりに押されてしまって余り見かけないようになってしまっているなあということで、もうちょっとそのあたりをですね、やっていただきたいというふうに思うのと。

5月15日に、国立博物館のミュージアムホールで日韓邦楽器の演奏会がありました。日本と韓国のそれぞれの伝統楽器の合体したコンサートで、すばらしいなと思ったのが、菊池市からゆるキャラが来て一生懸命菊池市のお城のチラシを配ってありましたが、残念ながら太宰府市は市の後援と教育委員会の後援もありましたが、誰ひとり市の職員の方を私は見なかったなあというふうに思っております。もうちょっといろんなところでつかまえてですね、情報の発信なり伝えていくという、そういう努力をしていただきたいなというふうに思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、この1350年に対するパンフレットの的なものということでございますけれども、先ほど言いました4市2町、これを取り囲む史跡といたしまして、案内マップ、そういったものの作成を、今年度つくる予定にしております。その中で、水城築堤の1350年というのも十分に触れていけるものと思っております。また、いろんな行事の案内につきまし

て、私どももいろいろアンテナを張りめぐらせているような行事には出ていっているつもりでありますけれども、その分抜けている部分もあろうかと思えます。そういうときには、我々も極力わかった範囲で職員の中にも周知をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 3月の予算委員会で太宰府の発見塾で水城の特集をやられるということをお聞きまして、私は、そのときに1350年を記念してこういうことが太宰府でやられたということをお聞きして、パンフにして、1350年の記録として残すような形のことをお願いしたわけ、そのときの議事録を見ますと、市長も、こんなことが1350年に取り組みられて行われてきたということをやっばり残していく意味というのはとても大きいものじゃないかというふうに発言されておりますが、1カ月前に西谷先生の講演がありました。先週の土曜日も西谷先生の2回目の講演をお聞きしました。何度も繰り返し聞いておりますが、毎回新しいことをしゃべられます。すばらしいなと思っております。

韓国の全羅南道、井戸の「井」と「邑」と書くジョンウプというところに水城というところがあるということは先生が言われました。私は、その町に水城小学校という小学校があることを知っております。そういう町の話をお聞きして先週の土曜日、西谷先生がされました。あと、国博の明石さんとか九大の先生とか、そうそうたる方が10人この水城の歴史についてしゃべられるわけですが、何かお聞きしたら、いや、録音はしていないということで非常にちょっと残念な気持ちでおるわけですが、この太宰府発見塾も、市の主催とあって、市の主催の行事でしょうか、そういうもののいろいろなものを歴史として残す、あるいは8月23日のものを歴史として残すと。そして、1400年のときにやっばりこういうことが議論されたということをお聞きして、大きな私たちの仕事じゃないかと思っております。

100年前に武谷水城という人が「筑紫史談」の中で言っております。水城をつくったという、つくった人たちが本当に偉かった。これを水城を石組みで組んだなら、みんな家の土台石に持って行って、水城というのは残ってなかつたらと。版築工法で土と粘土を突き固めたゆえに持っていくものは何もないということで、水城は残っているということをお聞きして100年前に言われております。その方が亡くなられて、今年75年です。100年前にそういうことをやっばり言っている人がおるといことは、私はすばらしいことだということに思っている次第でございます。そういうものを残していくという活動、この1年のいろいろな記録というのは、私はとても大事なものだと思っております。

それこそ、地区では、タイムカプセルでも埋めたらどうかという話もしておりますが、余り受けはよくないというか、関心がないような形でございますが、残していくということに、やっばり残し伝えていくということをやっばり残していきたいと思っておりますが、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、さまざまな媒体と申しますか、そういうものが非常に発達しております。この1350年に限らずですね、いろんな市の行事、そういったものにつきまして記録として残していこうという方向性を持っております。また、事あるごとに、ビデオカメラであるとかそういったものを活用しながら、記録として整理をしておりますので、今回の1350年につきましても、そういった形で残していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

私は、福岡県庁に行きました。エントランスホール、左右に大きな壁画があります。田崎広助という八女の芸術家がつくった、陶板じゃなくて、磁器の焼き物です。皆さん見られてあると思いますが、右と左の壁にあります。左側の壁は太宰府です。右側の壁は博多湾です。その思想的な根拠は何かということで、田崎広助さんの画集を、八女の芸文館であったやつを買って読みますと、福岡という、福岡、福岡県というのは太宰府と元寇だと。この2つの大きな歴史が福岡県の歴史であるということで、太宰府の風景と元寇の舞台だった博多湾。この2つをそういう有名な人が磁器の陶板というのですか、そういうもので両側にあるということに非常に感激しました。

そういうことがありまして、市長にお聞きしたいわけですが、この1350年をめぐって、いろんな形ではいろんな情報を発信されてありますが、新聞広告なり、あるいは市長に聞くという特集が毎月あっているようなことがあろうかと思うのですが、そういう新聞での何かの取り組みをされるご予定はありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府市は、ご承知のように「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これを将来に向かってまちづくりの基本として捉えてやっておりますのでございます。今、水城築堤あるいは大野城築造から1350年、平成26年、平成27年、迎えておるわけでございます。国には特別史跡が六十数個ございます。そのうち福岡県が6つ特別史跡がございます。そのうちの3つが、この大野城、水城跡、そして大宰府政庁、宇美町、あるいは大野城市、あるいは太宰府市をまたがったの部分もありますけれども、これだけのものが全国的に集中しておること等についても、私ども郷土の誇りでもあるし、また日本の長い歴史の中で生まれたこういった文化財等について、後世にやはりつないでいくというようなことが大事であるというふうに思っております。

私どもは、この歴史というふうなことを特化し、そして今まちづくりを行っているところでございます。1350年だからこういった事業を特に行うというようなこと等については、今総務部長のほうから申し上げたとおりです。しかしながら、太宰府市はふだんの中でこの取り組みをずっと行ってきておる、その成果が今あるということです。

今、50年前にどうであったかというふうなこと、100年前にどうであったかというふうなこと

とをおっしゃいました。太宰府市は、昭和45年から、それぐらいから本格的な発掘事業にかかってきたわけでごさいます、以前等についてはそれこそ純農村的な形の中で、私も水城跡の60m以内に住んでおりますけれども、小さいころからあそこで遊びながら育ったわけでごさいます。今、歴史を見直しがされまして、本当に郷土の歴史としてこのことを大事にしていくというふうな、そういった考え方が市民の中にも定着しておりますし、私どもも国全体もそういった機運がございますので私どもは、この郷土の町を、この歴史、今言った1350年を迎えた中で、やはり私どもは後世に次へとつないでいくための汗をかいていく必要があるというふうに思っております。

今、扶餘郡との友好都市も持っておりますけれども、そこでタイムカプセルの話も来ております。今までの水城の歴史も含めた形、あるいは韓国と日本の交流の、特に扶餘との交流の歴史等々をきちっと整理をし、そして太宰府市の特産品を含めて、1000年後にあけるそのタイムカプセルの中に納めるものを今まとめ上げようとしておるところでございます。

この1350年を市民の皆さんと一緒に、8月23日に記念式典あるいはシンポジウムを行いますので、平成27年度にかかりますけれども、どうか市民の皆さん方はこの機会に郷土の歴史を深めていただきたらと、それぞれの立場の中で取り組んでいただいて結構だというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 思いは十分承りましたが、お聞きしたかったのは、例えば新聞半分ぐらい広告を出すようなこととか、何かそういうようなことがあるのだろうか、予定はあるのだろうかについて。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、広告を出してするつもりはありません。「まにまに」日記でありますとか広報媒体はたくさん持っておりますので、そういった広報紙を使いながら、市民の皆さん方には行っていきたい。マスコミのほうから広告料等の中で一部来ておりますので、そういった形での水城築堤の太宰府市の特集も、筑紫地区の特集も組んでくれるのではないかというふうに思います。そういったところを期待をしたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

扶餘郡等を含めて、いろんなことを考えるというお話でございましたが、私はもう7年ぐらい前から言っておるわけですが、やはりこの太宰府の歴史というのは東アジアの中の太宰府という形で言い続けるようなお話が今度もあるようですが、史跡の国宝、特別史跡と言われるものが、政庁、水城、大野城という形であるということと、それは非常に、土曜日の西谷先生のお話では、やっぱり百済、ペクチエの歴史と深くつながっているというふうなお話がありました。私は、そのあたり、日本の国がいつできたのかということを見ると、やはり私は

水城築堤以降ではないかと。日本列島は昔からあったわけですが、そのあたりについて具体的にやっぱり東アジアの7世紀の歴史を考えるとという意味で、ペクチェ、この太宰府を中心にした史跡を含めてですね、世界遺産に登録するような運動というのはあり得るのじゃないかと。あるいは、日本の古代史を考えると、そういう大きなものではないかと。誰か、朝日新聞の太宰府支局長だった人が、随分前に太宰府は日本の首都だったということを言われている方がいらっしゃるわけですが、韓国のそういう史跡等含めてですね、世界遺産に登録するような考え、あるいは今、韓国領事館が中心になって九州オルレという、町歩きというよりも山歩きというか、里歩きというような形が進んでおりますが、そういう歴史遺産あるいは九州オルレという具体的な、私はやっぱり水城、政庁、大野城というのは九州オルレに十分匹敵するようなどころではないかと思えますし、また実際に日本と韓国の歴史を考えると、その歩く中でそういうことを考えるというのは、非常に私は意味があるのじゃないかと思っておりますが、そういうことについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、世界遺産のお話もございました。これは、今の中で、誰か、何かあった。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）

○市長（井上保廣） 世界遺産の話がありましたけれども、これは今の私どものまちづくりを継続して積み上げていく歴史を特化した歴史的風致維持向上計画、今国のほうから10年間の財政支援を受けてまちづくりを行っているわけですから、その10年間等についてはフルに今の歴史あるいは文化遺産に特化したまちづくりを行うことによって、そしてより今以上に整備、面的な整備も含めて、あるいはソフト事業も含めて、出てくるだろうと、10年間の中で。その延長上に世界遺産もあるというように思います。

今、今議会の福岡県議会の中で、恐らく筑紫地区の議員の先生方がこの世界遺産を含めて質問、一般質問もされているやに聞いております。そういったところと相まって、世界遺産はどうあるべきかというようなこと等については今後検討していく必要があるというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。何か教育部長も発言、教育長が発言されたかっただようでございますので、どうぞ、よろしかったらご意見聞きたいです。

（教育長木村甚治「市長がお答えになりました」と呼ぶ）

○4番（芦刈 茂議員） はい、ありがとうございます。

本当に、私たちはこういう年を、全くの偶然ですが、やっぱり必然なものとしてこの時代に生きておるわけですから、そういうものを引き継ぎ伝えていくということは、本当に私たちの歴史的な役割として考えていきたいというふうに思っている次第でございます。ありがとうございます。

続いて、3番目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 次に、3件目の中学校の給食についてご回答申し上げます。

まず、1項目めのランチサービスになった経緯についてでございますが、現在中学校で実施しておりますランチサービス事業は、芦刈議員さんも認識されてあるとおり、議員の皆様で構成されました太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で調査・検討がなされた上で、平成18年12月から導入した制度でございます。

ランチサービス事業は、成長期にある生徒の心身の発育・発達や健康の維持増進に必要なカロリーと栄養価に配慮した安全・安心で多様な食品をバランスよく摂取できることを目標としております。

当時の特別委員会で熟議がなされ、その後大きな転換期となるような事案も発生しておらず、持続可能なよい制度として今日まで経緯してきております。改めての点検、調査は実施しておりません。

次に、2項目めの保護者の希望はどこにあると考えるか、今後の取り組みについてでございますが、毎年2校におきまして、保護者を対象としましたランチサービス試食会が開催されております。その中で、市からランチサービスの説明とPRをいたしまして、実際に保護者に温かい弁当を食べていただいております。完全給食を望む声もございますが、ランチサービスを評価いただきまして、子どもに弁当を持たせられないときには我が子にランチサービスを利用させたいと、あるいは他の保護者にもよさを伝えたいという声が上がってきております。

ランチサービス事業は完全給食には至りませんが、現在の太宰府市で実現可能な、完全給食に準じたとてもよい事業として位置づけているところでございます。今後とも機会を見つけて、ランチサービスの利用者増に向けて取り組んでいきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） はい、ありがとうございます。

私が中学校の給食問題を取り上げるのは初めてでございます。どういうことがきっかけになっておったかといいますと、運動会の弁当ぐらいお母さんがつくるべきだという議論があります、あるいはありました。運動会の前日、スーパーで半額になったいなりずし、巻きずしを深夜ばたばたと駆け込んで買って帰るお母さんを見ました。恐らくこれは運動会の弁当に詰めるのだらうなということで、家に帰りましたら、私の妻が、明日早起きして弁当つくらないかと、大変だ、大変だと言いますので、それはおまえ、いなり、巻きずし買ってきて詰めるというのもありよというふうに言ったわけですが、いや、つくらないかと言ってつくった結果の唐揚げが黒焦げで、黒焦げの唐揚げを食べさせられたのですが、そういうことを見ておく中で、本当に今平成18年から8年たってですね、大きなやっぱり私は家庭環境、雇用の変化と

というのが私はあっているのじゃないかというふうに思います。

お父さんの非正規雇用じゃない人たち、本当に限られた時間で10万円から15万円しか稼げないような男性もたくさんいます。あるいは、お母さん一人で中学生、小学生みんな面倒見ておるといふ家庭も、どのくらいあるかは知りませんが、やっぱりそういうような家庭といふのは随分増えているだろうと思います。

私の友人が福岡の中央区でPTAの会長をやりましたら、PTA協議会の会長まで請け負ったということで、この前話しましたら、女の子が20歳やそこらで子どもをつくって、じいちゃん、ばあちゃんに子どもを任せて中洲で働いておるといふのが中央区のほうは多いとばい。その子どもたちの栄養といふのはどこでとっているかといふと、福岡市と筑紫野市が私は完全給食だと思っておりますが、給食が唯一の栄養源なのだというふうなことも聞きました。

本当に雇用関係の状況、本当、随分家庭をめぐる状況も変わっているという中で、私は中学校の給食があるといふよねという声も幾つか聞こえてきます。そんなふうな中でですね、こういう問題も考えていく必要があるのじゃないかなというふうに思っております。

今年度予算で、子ども・子育て会議という会議が、昨年からありまして、にこにこプランの引き続きのことを今年度取り組まれるということでございますが、そのあたりについての議論といふのは中学校の学校給食に関してはあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、教育委員会のほうで調査といひますか、把握しているデータがございます。ちょっと紹介をしたいと思います。本年4月、5月ですね、中学校の子どもたちの自宅から弁当を持参している子どもたちがどのくらいおるのかという調査をちょっとしてみました。ランチサービスの状況でございますとか、それからパンの注文の状況から、およそこのくらいではないかという推定値でございます。

4月がですね、ランチサービスを注文をした子どもたちが4.4%、パンが7.1%、合わせて10%ちょっとございまして、弁当を自宅から持参した子どもたちが88.5%、それから5月は少しランチサービスありがたいことにちょっと伸びてきておりましたね、ランチサービスが伸びたせいもありまして若干88.5%よりも下がっておりますが、それでも88%に近い数値の子どもたちが自宅から弁当を持参しておるといふことでございます。

それで、平成18年当時のデータがございましたので、ちょっと見比べてみますとですね、平成18年度調査をされたときに、ほとんど毎日弁当を持参しておった子どもたちが90.8%でございます。それから、時々持参が8.1%と、持参していないという子どもは1.1%ということ。ほとんど毎日持参している生徒が90.8%ということで、今申し上げました今年4月の状況を見ますと88.5%ですので、弁当を持参している子どもの状況としてはですね、8年前とそう変わらないと。ほかの弁当が持参できない子どもにつきましては、ランチサービスを注文したり、あるいはパンを食べたりといったことで対応できておるといふふうに教育委員会としては捉えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 給食をめぐる問題について議論がされるような場というのは、お聞きしますと、この子ども・子育て会議も食育ということについてやられるということで、給食問題は直接には議題に上がらないであろうと聞いておりますが、何かそういうものを議論できるような場というのはあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） ただいま芦刈議員のほうからですね、にこにこプランの中にあります食育といいますか、食育の推進についてということでお話がありましたので、私のほうからご回答させていただきます。

学校給食も教育の一環というふうに考えておりますけれども、今回の子ども・子育て支援計画につきましては、学校におけます給食の実施に関する内容ではなくてですね、これまでどおり、あくまで食育、正しい食事のとり方とか望ましい食生活の定着等の啓発事業を言っておりまして、当初、教育部長が申しましたとおり、ランチサービスもこの食育の推進という本計画、にこにこプランでございますけれども、のっとった事業であるというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） はい、ありがとうございます。

この問題の最後になりますが、以前の、去年でしたか、平成25年3月、神武議員の質問に対して、たしか市長がご返事だったと思うのですが、完全給食にならなかったのは、市の財政状況を含めての判断だったということが平成25年3月の議事録にあるわけですが、財政状況を含めての判断だったとすれば、もし完全給食にすればどのくらいの費用がかかるのか、そういう試算をされた実績あるいはそのような数字というものはあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 学校給食の外部委託を検討しておりました中においては、今の十数年以上前ですけれども、それは積算はあります。そういった意味も込めて、平成25年にそう言ったかどうかはちょっと定かではありませんけれども、忘れておりますけれども、当然財政状況のほうも入り込む、判断の中には入ることは間違いございません。しかしながら、今、堀田教育部長が言いましたような内容を含めた形で、私どももずっと、それは中学校の給食についてはそう考えておりました。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） いろいろと聞かせていただきまして、私も初めてのことでございまして、平成15年から小柳委員長のもと、36回の調査研究と4回の中間報告が出されたという前々期4年間にわたる活動の結果が、やっぱり議会の意見を反映してこういうことで今のものがあるのだなということを勉強させていただいた次第でございます。

この問題、いろいろと考えながら、今後も発言させていただきたいと思っておりますが、もう残り1年過ぎました。1年ありません。今、私としてはもっともっといろんなことを勉強しなければいけないという思いでおります。とりわけ、財政問題の勉強というのは本当に欠かせないものだというふうに思っておるのと同時にですね、子育て支援、給食の問題はしっかり考えていきたいというふうに思っておるのと同時にですね、市長がずっと読まれておりましたルネサンス宣言、これをどう実現していくかということをあわせて、残り任期中で頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしますということを発言しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時23分

~~~~~ ○ ~~~~~